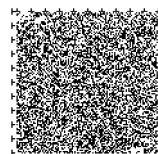


第 3 部

障害福祉サービス等の提供体制確保の方策

【第 4 期新宿区障害児福祉計画・第 8 期新宿区障害福祉計画】

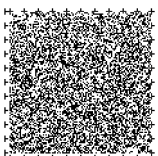
（新宿区成年後見制度利用促進基本計画）



1 第4期新宿区障害児福祉計画・第8期新宿区障害福祉計画の策定

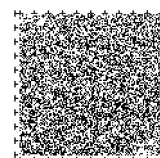
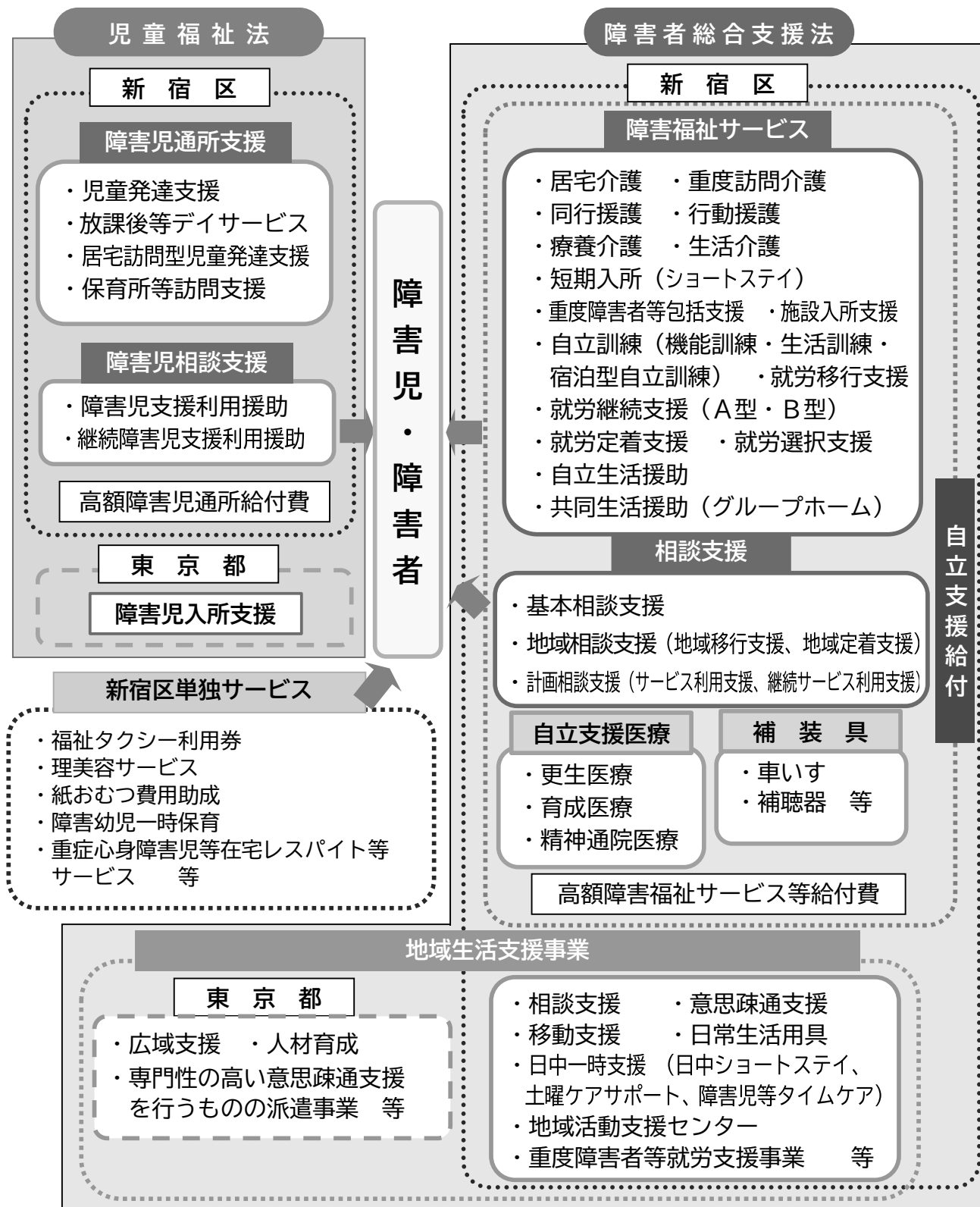
区では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、平成19年3月の第1期新宿区障害福祉計画の策定以来、通算7期にわたって障害福祉計画を策定してきました。この計画の見込量等の実績や障害者等の意向を踏まえたうえで、令和9年度から令和11年度末に向けて、障害者施策の成果目標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた第8期新宿区障害福祉計画を策定しました。

また、障害児通所支援など、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、同じく令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第4期新宿区障害児福祉計画を策定しました。



2 障害児・障害者を対象としたサービスの体系

障害児・障害者を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は以下のようになっています。以下の図には一部の区単独事業を含めています。

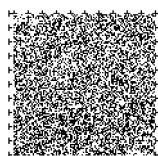


児童福祉法のサービス

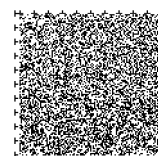
区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	障害のあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害のあるお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休業時に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難なお子さんに対して、ご自宅で児童発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のあるお子さんに対して、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
障害児相談支援	障害児相談支援 (障害児支援利用援助)	希望する生活の実現や一人ひとりに合ったサービスの利用が出来るよう、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画を作成します。
	障害児相談支援 (継続障害児支援利用援助)	障害児支援利用計画が適切であるか一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行います。
高額障害児通所給付費		世帯内で障害児通所支援サービス、障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、基準額を超えて支払った負担額を支給します。

障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

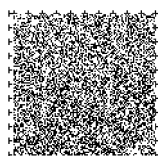
区分	サービス名	サービス内容
障害福祉サービス	居宅介護 (身体介護、家事援助、 通院等介助、通院等乗降介助)	自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助や、部屋の掃除や洗濯などの支援を行います。また、通院するときに付き添います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に対して、居宅介護の支援に加えて、見守りや外出の支援も含めた、長時間にわたる支援を行います。
	同行援護	視覚障害により移動に支援が必要な方に対して、外出に同行して、移動の支援や移動先での代筆・代読・代行を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常時介護が必要な方に対して、行動するときに必要な介助や外出時の移動の支援を行います。



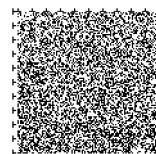
障 害 福 祉 サ ー ビ ス		療養介護	医療と常時介護を必要とする方に対して、医療機関に入所するなどして、機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。
		生活介護	常に介護を必要とする方に対して、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気などの場合や休息を必要とする場合などに、短期間施設に宿泊し、食事や入浴などの介助を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に対して、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に組み合わせて支援を行います。
		施設入所支援	自宅での生活が難しい方に対して、入所して生活する施設で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
	訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	地域で生活するために必要な身体のリハビリ訓練や、身の回りのことを自分で出来るようになるための訓練を行います。
		就労移行支援	一般企業等で働くことを希望する人に対して、一定期間、就労に必要な訓練や相談支援を行います。
		就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型	一般企業等で働くことが難しい方が、支援を受けながら働く場です。就労に必要な知識や能力向上のための訓練も行います。 A 型は、利用者と雇用契約を結び、最低賃金を保証します。B 型は、雇用契約はなく利用者は作業した分の対価を工賃として受け取ります。
		就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した方が、継続して就労できるよう相談支援を行います。
		就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用し、就労先・働き方について本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。
		自立生活援助	単身等で居宅生活を送る方が、地域でも生活を継続できるよう、定期的に訪問するなどして日常生活の相談支援を行います。
		共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行います。



区分	サービス名	サービス内容
相 談 支 援	地域相談支援 (地域移行支援)	施設や精神科病院等から退所・退院する方に対して、地域での生活が円滑に始められるよう、入所・入院中から、住まいの確保や体験宿泊など、新しい生活への準備等の支援を行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	単身等で居宅生活を送る方が、地域での生活を継続できるよう、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。
	計画相談支援 (サービス利用支援)	希望する生活の実現や一人ひとりに合ったサービスの利用が出来るよう、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成します。
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	サービス等利用計画が適切であるか一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行います。
自立支援医療		指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となる制度です。 【更生医療】 身体障害の程度を軽くしたり、障害を取り除いて日常生活や職業能力を高めたりするための医療 【育成医療】 身体に障害があり、手術等で生活の能力を得る見込みのある児童に対する医療 【精神通院医療】 精神障害および精神障害に起因して生じた病態で通院治療が必要な場合の医療
補装具費		身体障害または難病等の同等の症状がある方の身体機能の代わりや身体機能を補うもので、その購入費・修理費等を支給します。
高額障害福祉サービス等給付費		世帯内で障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、基準額を超えて支払った負担額を支給します。



区分	サービス名	サービス内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害者の「社会的障壁」を除去するために、障害理解を深めるための研修・啓発を行います。
	障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)	ピアサポートや社会活動支援など、障害者、家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
	相談支援事業	相談に応じ、必要な情報の提供や、社会資源の活用等について助言や支援等を行います。
	成年後見制度利用支援事業	身寄りがいない、親族が申立てを行うことが出来ないなどの理由で成年後見制度を利用することが出来ない障害者に対して、親族に代わって区長が審判請求を行います。また、後見人等の報酬費用等を負担することが困難な方への助成を行います。
	意思疎通支援事業	聴覚、音声、言語機能障害など意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、意思疎通の円滑化を目的に、手話通訳者又は要約筆記者等の派遣を行います。
	日常生活用具給付等事業	障害者が日常生活を送る上で困難となっていることを改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる機器を給付または貸与します。
	意思疎通支援者養成事業	手話で日常会話を行う際に必要な手話語彙・手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通に手話を用いる障害者の日常生活・社会生活を支援します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出することができるよう、移動の支援を行います。
	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流等を行います。
区市町村の判断により実施する事業	身体障害者福祉ホーム 精神障害者福祉ホーム	住居を必要としている方に対して、住居等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	心身障害者巡回入浴サービス	家族の介護だけでは入浴できない重度心身障害者に対し、委託業者が巡回入浴車及び看護職員・介護職員を派遣し、定期的な入浴機会を提供します。
	日中ショートステイ (日中一時支援)	介護を行う方の都合等で日中一時的に見守りなどが必要な方に対し、入浴や食事などの介助を行います。
	土曜ケアサポート (日中一時支援)	生活介護の支給を受けている方を対象に、土曜日の日中に、施設での活動の場を提供します。 (施設入所支援の支給決定者を除く)
	障害児等タイムケア (日中一時支援)	就学中の障害のあるお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休業時に、日中活動の場を提供します。
	緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	障害者を緊急的に保護するために居室確保を行います。
	重度障害者等就労支援 (雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業)	雇用施策と福祉施策が連携して、重度障害者等が通勤・職場等において必要とする移動・身体介護などの支援を行うことで、就労機会の拡大を図り、雇用を促進します。



第2章 第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画の成果目標と実績

第3期新宿区障害児福祉計画と第7期新宿区障害福祉計画の成果目標と実績の分析・評価を行います。今後の課題を抽出し、第4期新宿区障害児福祉計画・第8期新宿区障害福祉計画につなげます。

1 第3期障害児福祉計画の成果目標と実績

目標1 障害児支援の提供体制の整備等

【区の考え方と目標及び実績】

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

令和6年度の児童福祉法改正の内容を踏まえ、令和7年度を目途に子ども総合センターを児童発達支援センターに機能拡充していきます。

(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援の充実については子ども総合センターだけで対応するのではなく、区内の事業所とも連携し、引き続き安定的な利用促進に向けた周知に努めます。

【活動指標】

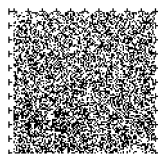
	実績		目標
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績・目標	登録児童 29 人 (訪問延べ 236 回)	登録児童 31 人 (訪問延べ 295 回)	利用促進

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援を区内に5か所、放課後等デイサービス事業所を4か所以上確保し、利用者からのニーズを満たせるよう、事業者積極的に働きかけを推進していきます。

【活動指標】

		実績		目標
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績・目標	児童発達支援	5 か所	5 か所	5 か所以上
	放課後等デイサービス	4 か所	4 か所	4 か所以上



(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施及びコーディネーターの設置

平成 30 年度に設置した「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。また、令和元年度から医療的ケア児等コーディネーターを同連絡会に配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。

【活動指標】

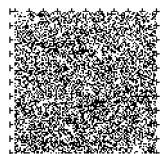
	実績		目標
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実績・目標	医療的ケア児等支援 関係機関連絡会 3 回開催	医療的ケア児等支援 関係機関連絡会 3 回開催	医療的ケア児等支援 関係機関連絡会 実施
	医療的ケア児等コーデ ィネーター 配置済	医療的ケア児等コーデ ィネーター 配置済	医療的ケア児等コーデ ィネーター 配置済

障害児支援の提供体制の整備等の実績(令和 7 年度末時点)

成果目標		実績
(1)	児童発達支援センターの整備	区立子ども総合センターが障害児支援の中核として機能
(2)	保育所等訪問支援の利用できる体制の整備	平成 28 年度に整備済み
(3)	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	5 か所
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	4 か所
(4)	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施	平成 30 年度に設置済み
	医療的ケア児等コーディネーターの設置	配置済み

【評価】

区立子ども総合センター内児童発達支援センターは、令和 7 年度より、地域の障害児通所支援の中核としての役割をもつ児童発達支援センターへと機能拡充しました。関係機関と連携して、幅広く発達支援の入り口としての相談支援機能を果たしています。また、保育所等訪問支援事業については、区内事業所との連絡会や合同研修会を開催するほか、児童発達支援センターに所属する専門職による助言を行う等、地域全体の支援力向上を図っています。



重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は 5 か所、放課後等デイサービス事業所は 4 か所開設しており、近隣区に開設された放課後等デイサービスを、既存サービスと併用で利用する児童も見られます。

新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会については、年 3 回開催し、区の関係部署、教育関係者、保健医療関係の担当者及び障害福祉関係事業所の担当者が出席し、医療的ケア児に関する情報交換を行いました。また、区外の関係機関として、東京都医療的ケア児支援センターや東京都東部訪問看護事業部、全国重症心身障害児を守る会も、オブザーバーとして参加しています。

医療的ケア児等コーディネーターは、区の機関として基幹相談支援センター及び子ども総合センター、区立新宿養護学校に配置しているほか、民間機関では、ベビーのための相談支援ベビーノ、相談支援事業所 Kaien 新宿、team shien m.a 新宿、訪問看護ステーションさんさん等に配置しています。

また、医療的ケア児の支援体制の整備を促進するため、「新宿区医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業」を実施し、サービス等利用計画策定前の業務について、民間事業所に対して支援を行っています。

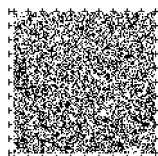
【今後の見通しと課題】

区立子ども総合センター内児童発達支援センターが、地域の障害児通所支援の中核としての機能を果たしていきます。また、利用者のニーズに沿った支援をコーディネートできるよう引き続き、区内の事業者（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等）や、関係部署の相談・支援に係る窓口との連携により、地域全体での障害児支援を推進していきます。

重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所については、開設相談のあった事業者へ区の要望を伝えるとともに、「障害者施設整備事業補助金」に関する情報を周知することで整備促進を図ります。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施については、学識経験者や医師等の外部講師を招いた講演や情報共有を実施し、連絡会の質的向上を図ります。また、新宿区医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業を利用して医療的ケア児等の支援がより充実していくように、事業所に周知していきます。

障害児が地域の保育・教育等の支援を受けられるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。



2 第7期障害福祉計画の成果目標と実績

目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【区の考え方と目標】

(1) 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

第6期新宿区障害福祉計画の実績や、障害者生活実態調査で得られた施設入所者の地域生活への移行ニーズ等を踏まえ、令和4年度末時点の施設入所者のうち令和8年度末時点までに、地域生活へ移行する人数を6名（3%）以上とします。

【地域生活移行者数の実績と目標】

	実績		目標
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実績・目標	1名	1名	6名
累計	※2名	※3名	6名

※5年度移行者1名を含む。

(2) 施設入所者数の削減に関する目標

令和8年度末の施設入所者総数については、第6期新宿区障害福祉計画の実績や区の実情を踏まえ、令和4年度末時点の施設入所者総数の200名を超えないことを目標とします。

【施設入所者総数の実績と目標】

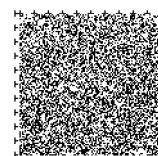
実績		目標
令和6年度	令和7年度	令和8年度
191名	188名	200名

【評価】

令和7年度までに地域生活に移行した人数は、令和5年度実績を含めて3人でした。また、施設入所者総数は令和8年度末までの目標である200人を下回っています。施設に入所せざるを得ない状況にある方のニーズも一定程度あることから、今後も施設入所者の動向について注視していく必要があります。

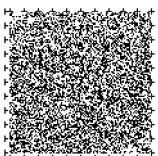
【今後の見通しと課題】

障害者の障害の重度化や高齢化が進むなか、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう社会資源を整備する必要があります。施設入所を基本的なサービスの一つとして維持しつつ、希望する方が地域生活へ安心して移行できるよう、グループホーム整備等を引き続き検討する必要があります。



なお、障害者支援施設における地域移行を推進するための取組として、障害者支援施設が入所者に対して地域移行等への意向調査を行うことが、令和 8 年度から義務化されました。

これまでも区は、3 年に 1 度行う施設入所者に対する障害支援区分認定調査の際に、施設入所者に対して地域移行への意向確認を行ってまいりました。今後も、区分認定調査の際や、上記義務化を踏まえて入所者から地域移行の意向を聞き取った施設からの相談等を通じて、地域移行に係るニーズを把握し支援を実施していきます。



目標 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【区の考え方と目標】

「新宿区精神保健福祉連絡協議会」等において、保健・医療・福祉の各分野の関係者とともに、区の精神保健福祉について総合的に協議していきます。また、各分野間の連携を強化しながら、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

【活動指標】

	実績		目標
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実績・目標	協議会 年 2 回開催	協議会 年 2 回開催	推進

【評価】

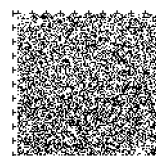
新宿区精神保健福祉連絡協議会では、区で実施している精神保健福祉施策のあり方等を協議することで、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。この 3 年間は、令和 6 年度に設置した精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る課題検討会で検討された内容を基に、「連携」及び「居場所」を重点課題として取り上げ、対策を協議してきました。

「連携」については、特に保健・医療と福祉や、障害者福祉と高齢者福祉等、分野を超えた連携強化の必要性が明確となり、精神保健・医療・福祉連携の会等の取組へとつながりました。

「居場所」については、「精神障害者にとって居心地の良いまち」についての意見交換を行い、地域住民や民間の団体等も含めた地域づくりに取り組んで行くことが不可欠であるとの認識を共有しました。

【今後の見通しと課題】

令和 8 年度の協議会委員改選に伴い、精神障害当事者のほか、民生委員、社会福祉協議会等を新たに委員に加え、より地域に根差した視点で、「にも包括」の推進についての協議を進めます。具体的な取組内容については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る課題検討会の場も活用しながら、今後検討していきます。



目標 4 地域生活支援の充実

【区の考え方と目標】

平成 29 年度中に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会において定期的に運用状況を確認し検討した上で、障害者施策推進協議会において検証することで推進していきます。

また、令和 8 年度末までに、基幹相談支援センターを中心に、強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

成果目標	実績
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	自立支援協議会にて検討 障害者施策推進協議会にて検証
強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握し 支援体制の整備を進める	令和7年度の「障害者生活実態調査」 において、強度行動障害の状況に ある方への悉皆調査を実施

【評価】

基幹相談支援センターを中心に、区内 3 か所の拠点施設及び他の区内の指定特定相談支援事業所とも連携し、協働してサービス等利用計画作成の円滑な推進を図っています。それぞれの専門性を発揮した相談支援等のほか、緊急時の受け入れ体制や体験の機会・場の提供等の支援を行っています。なお、令和 8 年 3 月に、「滝乃川学園ともいろ」が 4 か所目の地域生活支援拠点に加わりました。

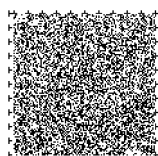
また、障害者自立支援協議会において、新宿区の地域生活支援体制における相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの 5 つの機能ごとの役割について確認を行い、基幹相談支援センター及び現時点で実績のある 3 か所の拠点施設より運営状況や今後の課題について報告を行いました。

強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握等については、令和 7 年度の「障害者生活実態調査」において、強度行動障害の状況にある方への悉皆調査を実施しました。

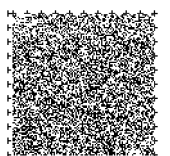
【今後の見通しと課題】

基幹相談支援センターと各地域生活支援拠点の情報共有の機会等を通じて、連携強化を進めます。

緊急時対応については、夜間・土日祝祭日も稼働している「滝乃川学園ともいろ」に拠点コーディネーターを配置したことで、基幹相談支援センターの稼働時と合わせて、主に知的障害者の緊急床の利用調整を 24 時間 365 日実施します。



強度行動障害の状況にある方の支援体制の整備については、今後、強度行動障害の状況にある方への支援に関する専門性を高めることを目的とした研修等の実施や、地域全体で支援する体制構築のため、支援困難事例を「地域の課題」として共有する仕組みづくりについて検討していきます。また、当事者とその家族を対象とした支援についても、包括的な視点で取り組んでいきます。



目標 5 福祉施設から一般就労への移行等

【区の考え方と目標及び実績】

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

令和 8 年度までに区内の就労支援事業所等（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）における一般就労者数を年間 29 名以上とします。

〔一般就労移行者数の実績と目標〕

実績		目標
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
29 人	32 人	29 人以上

令和 8 年度末の就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業の移行者数について、それぞれ以下のとおり目標値を定めます。

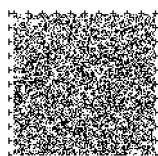
〔就労移行支援事業等の移行者数の実績と目標〕

	実績		目標
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労移行支援事業	22 名	28 名	20 名
就労継続支援事業 A 型	1 名	0 名	1 名
就労継続支援事業 B 型	6 名	4 名	8 名

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とします。

〔就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者 5 割以上の就労移行支援事業所の割合の実績と目標〕

実績		目標
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
43%(9/21 所)	50%(10/21 所)	50%以上



(2) 一般就労後の定着支援に関する目標

令和 8 年度末の就労定着支援事業の利用者数を 53 名以上とします。

[就労定着支援事業の利用者数の実績と目標]

実績		目標
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
41 名	30 名	53 名以上

区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とします。

[就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合の実績と目標]

実績		目標
令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
32%(6/19 所)	37%(7/19 所)	25%以上

【評価】

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

[一般就労移行者数に関する目標]

令和 7 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の実績は 32 人であり、令和 6 年度と比較して 3 人増加しています。

[就労移行支援事業等の移行者数に関する目標]

令和 7 年度における就労移行支援事業における移行者数は 28 人、就労継続支援事業 B 型における移行者数については 4 人、就労継続支援事業 A 型における移行者数は 0 人でした。

[就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者 5 割以上の就労移行支援事業所の割合に関する目標]

令和 7 年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所は 5 割でした。

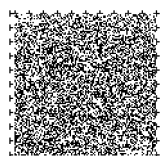
(2) 一般就労後の定着支援に関する目標

[就労定着支援事業の利用者数に関する目標]

令和 7 年度末における、就労定着支援事業の利用者数は 30 名でした。

[就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合に関する目標]

令和 7 年度において、区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が 7 割以上の事業所は全体の 3 割 7 分でした。

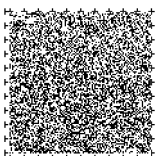


【今後の見通しと課題】

一般就労への移行は増加傾向にあります。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合についても、令和7年度末の実績が令和8年度末の成果目標と同等の割合になりました。就労定着支援事業については、利用者数の実績は令和6年度より令和7年度の実績が低下してしまいましたが、就労定着率が7割以上の事業所の割合については、令和6年度より令和7年度の方が増加しています。今後も雇用環境の変化が懸念されることから、就労定着に向けた取り組みとしてアフターケアが重要になると考えられます。

就労移行支援等の事業所及び利用者に制度の周知を一層図り、一般就労への移行を促進します。また、令和7年10月からは就労選択支援事業が開始されました。就労選択支援事業の活用により、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

また、安定した就労定着を図るため、引き続き新宿区勤労者・仕事支援センターや各就労移行支援事業所等と連携し、就労定着支援事業の利用促進とサービスの量的・質的確保に努めます。



目標 6 相談支援体制の充実・強化等

【区の考え方と目標及び実績】

それぞれの専門性をもつ 3 か所の地域生活支援拠点と基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者への専門的な指導助言や事業者及び当事者（ピアサポート）の人材育成支援を実施しています。さらに、令和 8 年度末までに地域生活支援拠点を 1 か所追加し、相談支援体制を整備していきます。

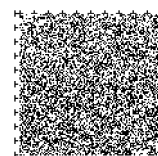
成果目標	実績
相談支援体制の充実・強化等	拠点 4 施設と基幹相談支援センターで対応

【評価】

区内特定相談支援事業所間の情報交換、研修を相談支援事業所連絡会で実施し、相談支援専門員のスキルアップ、連携強化を図りました。また、区内特定相談支援事業所の要請によりスーパーバイザー派遣を行い、事例検討等を実施しました。令和 4 年からは、地域生活支援拠点連絡会においてモニタリング結果の検証を実施し、アドバイスシートを相談支援事業所の研修用に配布しています。

【今後の見通しと課題】

基幹相談支援センターが 4 拠点の実務担当者と連携し、人材の育成や区内事業所全体のサービス水準の向上を図っていきます。地域生活支援体制事業による研修については、強度行動障害に対する理解や支援方法を深める内容を検討し、更なる専門性の向上と事業所間の連携強化を図ります。



目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【区の考え方と目標及び実績】

障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果を分析し、結果を指導検査等の機会を通じて区内の障害福祉サービス事業所等と共有することで請求事務の適正化に努め、事業所の事務負担軽減によるサービスの質の向上を図っていきます。

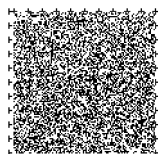
成果目標	実績
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	実施

【評価】

介護給付費の請求情報管理システムの審査結果等を分析し、事業所による支給決定情報の確認不足や、体制等に関する届出と請求情報の不整合等による返戻事例について、集団指導等の機会を通じて事業所へ指導を行いました。また、個別の返戻事例についても、請求事務上で必要に応じてアドバイスを行っています。

【今後の見通しと課題】

引き続き審査結果の分析を進め、事業所等へ共有していきます。また、集団指導等の機会も活用しながら、介護給付費請求時等の留意点についても継続して周知していくことで、事業所の事務負担の軽減を図り、サービス等の質の向上につなげていきます。



第3章 第4期障害児福祉計画・第8期障害福祉計画の目標

1 第4期障害児福祉計画の成果目標

目標1 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針の考え方

【障害児に対する重層的な地域支援体制の構築】

・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和11年度末までに、各市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。（新規）

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

【障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進】

・ 児童発達支援センターの中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障害児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とする。

インクルージョン推進のため、令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。（新規）

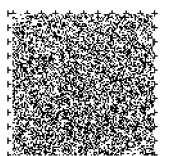
【重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保等】

・ 令和11年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする（圏域での確保も可）。

また、地域の実情により主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等の確保であっても差し支えない。

【医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】

・ 令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。



【障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保】

・障害児相談支援については、障害者に対する相談支援と同様に、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、地域における多様な障害児及びその家族を支援する観点から、令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。（新規）

【区の考え方と目標】

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

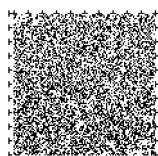
子ども総合センター内児童発達支援センターが、地域の障害児支援の中核的な支援機能を発揮していきます。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対して、事業者間の連携協力関係の構築や支援内容や運営に関する助言・援助を行い、地域の支援の質の向上を図っていく。
- ③ 地域に既存する保育所等訪問支援事業所と連携し、児童が在籍する保育施設や在籍校からの相談に応じ、地域のインクルージョンを推進する。
- ④ 発達支援の入口としての発達相談から、保育、教育、保健等の関係機関と連携し、継続的な支援につなげていく。

(2) 障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

地域のインクルージョンを推進するため、子ども総合センター内児童発達支援センターでは、児童の在籍する保育所や学校における支援の受け入れ体制を踏まえた上で、地域の保育所等訪問支援や各関係機関の巡回相談等を活用して、児童と保護者のニーズに応じた支援を安定して提供できるよう、関係機関との連携により、体制の構築を図っていきます。

保育、教育、障害、保健等の関係機関が連携を図る新宿子ども家庭・若者サポートネットワークの専門部会である発達支援部会において、インクルージョン推進のための情報共有や必要な検討を行っていきます。



(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保等

重度心身障害児を支援する児童発達支援（5 か所）、放課後等デイサービス（4 か所）が地域で活動しています。

なお、上記の事業所も含め、区内の障害児通所支援事業所間の情報交換や障害児支援実施状況の把握等を行う場として、障害児通所支援事業連絡会を実施・推進しています。また別途、上記の重度心身障害児を支援する事業所が「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」に参画しており、多機関連携の輪に加わっています。

	【実績】令和 8 年度	【目標】令和 11 年度
児童発達支援	5 か所	5 か所以上
放課後等デイサービス	4 か所	4 か所以上

(4) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

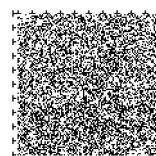
平成 30 年度に設置した「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。また、令和元年度から医療的ケア児等コーディネーターを同連絡会に配置し、医療的ケア児等への支援の総合的な調整を行っています。

(5) 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

令和 7 年度よりセルフプランについては、新宿区指定様式に、セルフプランを選択した理由を選ぶ欄を設けています。これにより、「依頼する相談支援事業所がない」と回答した利用者には、区が相談支援事業所を紹介し、障害児相談支援の利用を希望するすべての利用者に対し、利用促進を図ります。

障害児相談支援を利用していない場合には、保護者の希望に基づき、事業所間連携加算を活用した児童通所サービス間の連携を強化していきます。また、障害児に対する伴走的な相談支援体制に資する多機関連携の取組として、以下の連絡会等を実施しています。

- ① 発達支援部会(新宿子ども家庭・若者サポートネットワーク内)
- ② 相談支援事業所連絡会(障害者自立支援ネットワーク内)
- ③ 新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会(障害者自立支援ネットワーク内)



2 第 8 期障害福祉計画の成果目標

目標 2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針の考え方

【施設入所者の地域生活移行者数に関する目標】

・令和 11 年度末時点で、令和 7 年度末の施設入所者の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

【施設入所者数の削減に関する目標】

・令和 11 年度末時点で、令和 7 年度末時点の施設入所者数を 5%以上削減することを基本とする。

【区の考え方と目標】

(1) 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

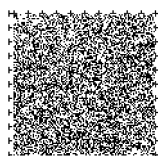
第 7 期新宿区障害福祉計画の実績や、障害者生活実態調査で得られた施設入所者の地域生活への移行ニーズ等を踏まえ、令和 7 年度末時点の施設入所者（188 名）のうち、令和 11 年度末までに地域生活へ移行する人数を 11 名（6%）以上とします。

(2) 施設入所者数の削減に関する目標

令和 11 年度末の施設入所者総数については、第 7 期新宿区障害福祉計画の実績や区の実情を踏まえ、令和 7 年度末時点の施設入所者総数の 188 名を超えないことを目標とします。

施設入所者数・地域生活移行者数の目標

年度末時点入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
【実績】 令和 7 年度末(A)	【見込量】 令和 11 年度末(B)		
188 名	188 名	0 名	11 名



目標 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針の考え方

【心のサポーターに関する目標】

- ・精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるためには地域住民への普及啓発を進めることが重要であることから、差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの数を、目標値として設定する。目標値の設定に当たっては、令和 15 年度末までに心のサポーター数が 100 万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とする。（新規）（注）全国合わせて

【住民のこころの状態の把握に関する目標】

- ・地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望ましい。住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、K6 という尺度を活用し、評価することを基本とする。（新規）

【区の考え方と目標】

“自分らしく こころつながるまち SHINJUKU” をスローガンに掲げ、「新宿区精神保健福祉連絡協議会」等において、保健・医療・福祉の各分野の関係者とともに、区の精神保健福祉について総合的に協議していきます。また、各分野間の連携を強化しながら、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

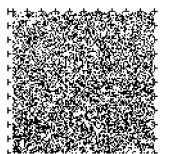
（1）心のサポーターに関する目標

メンタルヘルスや精神疾患に関する正しい知識と理解を持ち、身近な人に対して傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの養成を推進し、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域を目指します。

（2）住民のこころの状態の把握に関する目標

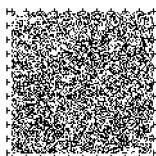
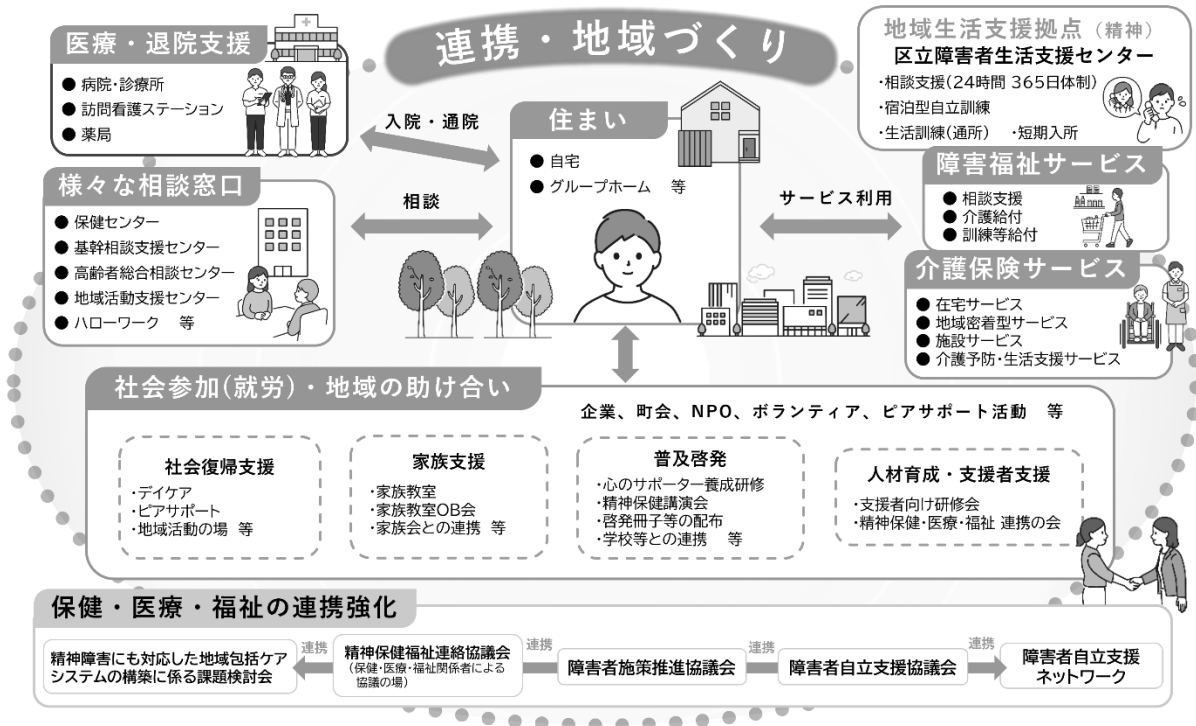
K6（※）という尺度を用いて、区民のこころの健康状態を定期的に把握していきます。また、区民が自らのこころの不調に早く気づくことができるよう、K6 質問票を区ホームページに掲載します。

※K6 とは、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された調査です。



自分らしく ころろつながるまち SHINJUKU

多様性あふれる新宿のまちで、精神障害の有無に関わらず、だれもが安心して暮らせる地域をめざします。



目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針の考え方

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標】

- ・就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和 11 年度までに令和 6 年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。
- ・そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、以下のとおりとする。

就労移行支援：令和 6 年度の一般就労への移行実績の 1.14 倍以上とすることを基本とする。

就労継続支援 A 型：令和 6 年度の一般就労への移行実績のおおむね 1.52 倍以上を目指す。

就労継続支援 B 型：令和 6 年度の一般就労への移行実績のおおむね 1.67 倍以上を目指す。

- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とすることを基本とする。

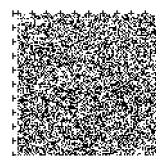
【一般就労後の定着支援に関する目標】

- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和 11 年度末の利用者数を令和 6 年度末実績の 1.47 倍以上とすることを基本とする。
- ・就労定着率については、令和 11 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。

※就労定着実績体制加算：前年度末から過去 6 年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において 3 年 6 か月以上 6 年 6 か月未満に該当した者の割合が 7 割以上であることを要件としている。

【就労選択支援事業に関する目標】

- ・就労選択支援においては地域との連携が重要であることから、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を一事業所以上設置することを基本とする。（新規）
- ・就労選択支援の積極的な利用を促すため、令和 11 年度の就労選択支援を利用する障害者の数を 82,000 人以上とする。（新規）（注）全国合わせて



【区の考え方と目標】

国の基本指針に沿った目標を以下のとおり掲げました。景気の変動等、社会情勢が見通せない状況においても、目標の達成に向け着実に推進します。

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標

令和 11 年度までに区内の就労支援事業所等（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）における一般就労者数を年間 39 名以上とします。

一般就労移行者数の目標

【実績】令和 6 年度	【目標値】令和 11 年度
29 名	39 名

令和 11 年度末の就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業の移行者数について、それぞれ以下のとおり目標値を定めます。

就労移行支援事業等の移行者数の目標

	【実績】令和 6 年度	【目標値】令和 11 年度
就労移行支援事業	22 名	26 名
就労継続支援事業 A 型	1 名	2 名
就労継続支援事業 B 型	6 名	11 名

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とします。

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が
5 割以上の事業所の割合

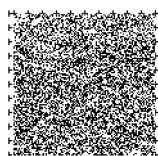
【目標値】	5 割以上
-------	-------

(2) 一般就労後の定着支援に関する目標

令和 11 年度末の就労定着支援事業の利用者数を 61 名以上とします。

就労定着支援事業の利用者数の目標

【実績】令和 6 年度	【目標値】令和 11 年度
41 名	61 名以上



区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とします。

就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合

【目標値】	2 割 5 分以上
-------	-----------

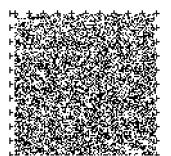
(3) 就労選択支援事業に関する目標

令和 7 年 11 月より、勤労者・仕事支援センター内の「わーくすここ・から」において就労選択支援事業を実施しています。

就労選択支援の積極的な利用を促すため、令和 11 年度の就労選択支援を利用する障害者の数を 10 名以上とします。

就労選択支援事業の利用者数の目標

【実績】令和 7 年度	【目標値】令和 11 年度
1 名	10 名以上



目標 5 地域生活支援の充実

国の基本指針の考え方

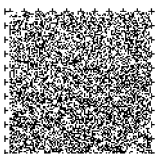
- ・令和 11 年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し（複数市町村による共同整備を含む。）、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。
また、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進める観点から、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること並びに年一回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和 11 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。

【区の考え方と目標】

平成 29 年度中に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、以下の取組を推進していきます。

- ① 地域生活支援拠点コーディネーターは、基幹相談支援センターと、中落合一丁目区有地に開設された「滝乃川学園ともいろ」に配置しております。基幹相談支援センターのコーディネーターは平日の緊急床の調整をし、「滝乃川学園ともいろ」のコーディネーターは、夜間・休日の緊急床の調整を主に行います。
- ② 地域生活支援拠点連絡会を実施し、各拠点の実務担当者間での連携を図っています。
- ③ 障害者自立支援協議会において定期的に運用状況を確認し検討した上で、障害者施策推進協議会において検証することで推進していきます。

強度行動障害の状況にある方に対して、障害者生活実態調査で得られたニーズ等を基に、基幹相談支援センターを中心として地域の関係機関が連携した支援体制を整備していきます。



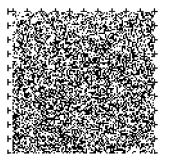
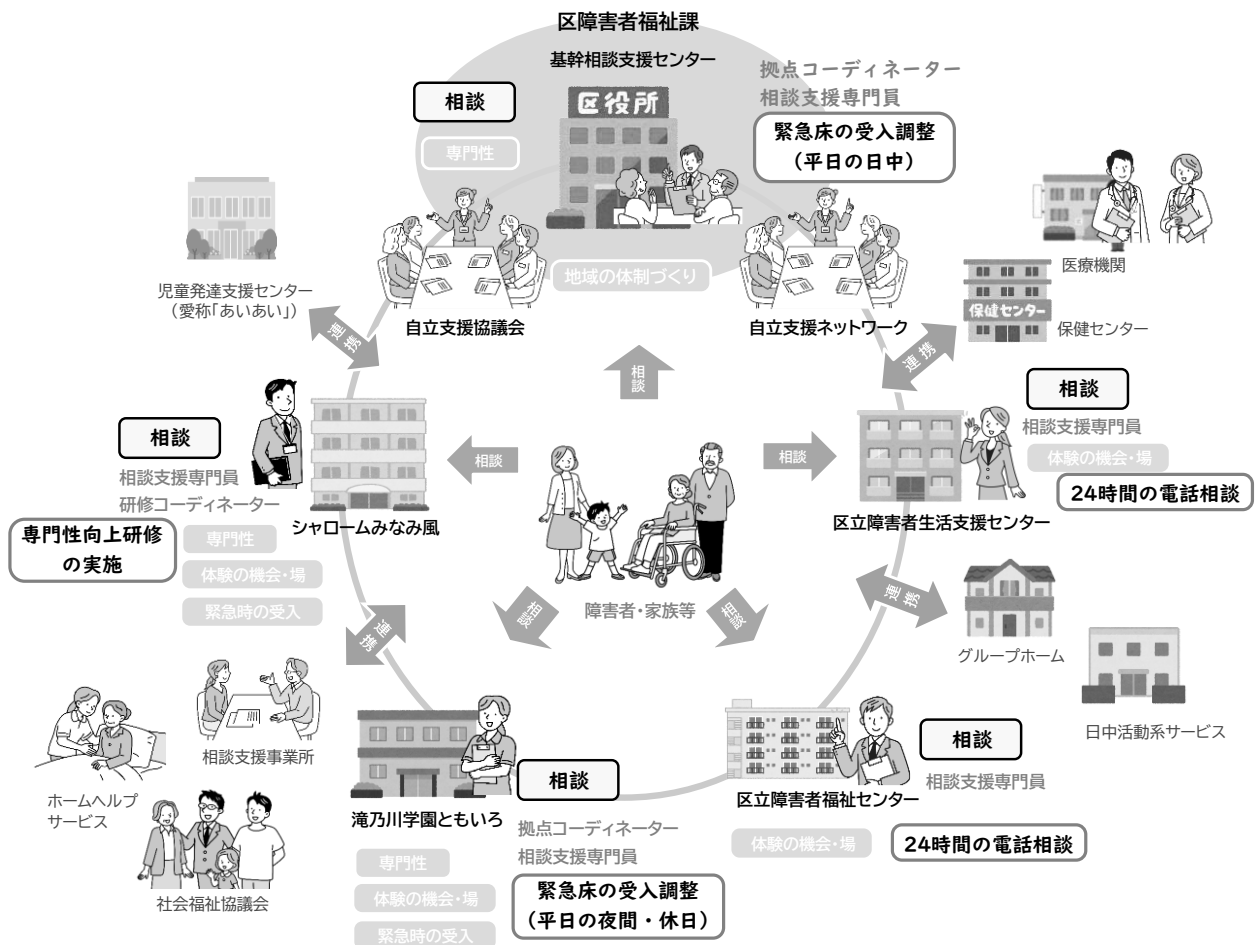
障害者の地域生活支援体制のイメージ図

地域生活を支えるための5つの機能

- ①相談
- ②体験の機会・場
- ③緊急時の受け入れ・対応
- ④専門性（専門的な人材の確保・養成）
- ⑤地域の体制づくり

各拠点において、様々な事業を実施

- ・基幹相談支援センター（緊急床の受入調整 等）
- ・区立障害者福祉センター（24時間の電話相談 等）
- ・シャロームみなみ風（専門性向上研修の実施・緊急床の確保 等）
- ・滝乃川学園ともいろ（緊急床の受入調整・緊急床の確保 等）
- ・区立障害者生活支援センター（24時間の電話相談 等）



目標 6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針の考え方】

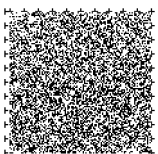
- ・令和 11 年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保する。（新規）
- ・市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。（新規）

【区の考え方と目標】

それぞれの専門性を有する 4 か所の地域生活支援拠点と基幹相談支援センターによる地域生活支援拠点連絡会を開催し、情報連携を行います。また、基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者への事業所巡回訪問を実施し、人材育成支援を実施していきます。

基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の課題について、自立支援協議会に諮っていきます。

令和 7 年度よりセルフプランについては、新宿区指定様式に、セルフプランを選択した理由を選ぶ欄を設けています。これにより、「依頼する相談支援事業所がない」と回答した利用者には、区が相談支援事業所を紹介し、計画相談の利用を希望するすべての利用者に対し、利用促進を図ります。



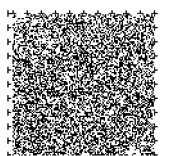
目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針の考え方

- ・令和 11 年度までに、都道府県や市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

【区の考え方と目標】

障害福祉サービス事業所等への集団指導を通じて、運営指導でよくある指摘事項を共有し、請求事務における返戻等の防止策を周知することにより、事業所の事務負担軽減を図るとともに、各種基準に則ったサービスの実施及び質の向上を目指します。



第4章 サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策

1 障害児支援の必要量見込、現状と課題、サービス提供体制確保の方策

第4期新宿区障害児福祉計画として設定する、令和11年度までの「障害児支援」の必要量の見込及び令和8年までの実績は以下の一覧表のとおりです。

障害児通所支援等の社会資源の状況や障害者生活実態調査に基づくニーズ及び第3期新宿区障害児福祉計画の実績等を踏まえ、各サービスの必要量の見込、現状と課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

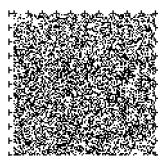
◎ 各サービスにおける、1か月当たりの利用者数・利用量を示しています。

第3期新宿区障害児福祉計画（障害児支援）実績値等

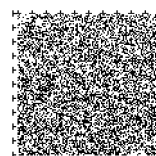
	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (推計値)
1 児童発達支援	513人×7日	559人×7日	573人×7日
2 放課後等デイサービス	515人×9日	528人×9日	561人×9日
3 保育所等訪問支援	29人	49人	53人
4 居宅訪問型児童発達支援	2人	4人	5人
5 障害児相談支援 【セルフプラン】	99人 【1,097人】	118人 【1,140人】	140人 【1,186人】

第4期新宿区障害児福祉計画（障害児支援）必要量見込

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 児童発達支援	607人×7日	643人×7日	675人×7日
2 放課後等デイサービス	589人×9日	618人×9日	649人×9日
3 保育所等訪問支援	74人	103人	133人
4 居宅訪問型児童発達支援	5人	5人	5人
5 障害児相談支援 【セルフプラン】	147人 【1,245人】	154人 【1,307人】	162人 【1,372人】

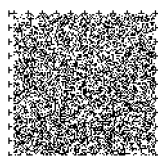


1 児童発達支援			関連する「障害者計画」個別施策		⑪ ⑫ ⑬	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用 児童数	平均利用 日数	利用 児童数	平均利用 日数	利用 児童数	平均利用 日数
	607 人	7 日	643 人	7 日	675 人	7 日
現状と課題	重症心身障害児が利用できる事業所も含め、区内外で事業所の整備が進んでいます。また、療育内容の専門性や発達支援プログラムが多様化しており、支援内容や専門性、受入状況等から区外の事業所を利用する方もいます。					
サービス提供 体制確保の方策	適正な運用が図られるよう、児童発達支援ガイドラインの周知や関係機関との連絡調整を図り、サービスの質の確保を求めています。また、重度障害児に対応できる事業所の開設を支援していきます。					
令和 8 年 7 月に おける区内事業所	新宿区立子ども総合センター※ ベアーズキッズ 児童発達支援・放課後等デイサービス Smile Seed(すまいるしーど) コペルプラス若松河田 ノーサイド新宿@Leaf 音楽療法センター※ バンブーワオ 早稲田校 En.療育ラボ 新宿スタジオ コペルプラス 信濃町教室 エイビイシイひまわり教室 いっといっば下落合教室 ノーサイド新宿ミュージックケア※ ICOPA キッズ西落合※ TASUC 早稲田教室 てらびあぼけっと 目白教室 フレンズスクエア 児童発達支援 放課後等デイサービス はびねす※ てらびあぼけっと 西新宿教室 放課後等デイサービス ウィズ・ユー早稲田 LITALICO ジュニア江戸川橋教室 感覚統合スタジオ ワールドキッズ新宿 放課後等デイサービス ウィズ・ユー東新宿 Frontierkids Mio Tesoro スポーツひろばプレイス 高田馬場教室 てらびあぼけっと 早稲田教室					



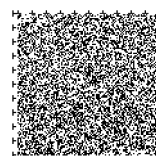
令和 8 年 7 月における区内事業所 (続き)	児童発達支援・放課後等デイサービス ヒトツナ若松河田教室 High Art ジュニア 放課後等デイサービス ウィズ・ユース市ヶ谷 LITALICO ジュニア西早稲田教室 ミライバ ※は、重症心身障害児を受け入れている事業所です。
-----------------------------	---

2 放課後等デイサービス			関連する「障害者計画」個別施策		⑮	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用 児童数	平均利用 日数	利用 児童数	平均利用 日数	利用 児童数	平均利用 日数
	589 人	9 日	618 人	9 日	649 人	9 日
現状と課題	強度行動障害のある児童や、重症心身障害児が利用できる事業所が少ないため、就学後療育を継続できない利用者がみられます。また、家族の就労に伴って長時間利用したいニーズに対して十分に答えられていません。					
サービス提供 体制確保の方策	日中一時支援事業(障害児等タイムケア事業、日中ショートステイ等)など類似するサービスとの併用利用が可能です。 長時間対応や土曜日の開所などのニーズに対応できる事業所の開設を支援していきます。					
令和 8 年 7 月における区内事業所	新宿区立子ども総合センター※ テラコヤキッズ 新宿本教室 ティーンズ新宿 ベアーズ スポーツひろばプレイス 高田馬場教室 放課後等デイサービス すまいる サッカーあいだく ノーサイド新宿@Leaf 音楽療法センター※ 放課後デイサービス スリーセブン 児童発達支援・放課後等デイサービス Smile Seed(すまいるしーど) 放課後等デイサービス アトリエたいよう 東京 YMCA PIT 西早稲田 バンブーファオ 早稲田校 En.療育ラボ 新宿スタジオ エイビイシイひまわり教室 いっといっぽ下落合教室 ノーサイド新宿ミュージックケア※					



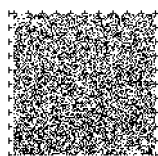
令和 8 年 7 月における区内事業所 (続き)	アトリエたいよう 高田馬場ルーム TASUC 早稲田教室 児童発達支援 放課後等デイサービス はびねす※ 放課後等デイサービス ウィズ・ユー早稲田 感覚統合スタジオ ワールドキッズ新宿 放課後等デイサービス いまラボキッズ 放課後等デイサービス ウィズ・ユー東新宿 児童発達支援・放課後等デイサービス ヒトツナ若松河田教室 High Art ジュニア 放課後等デイサービス ウィズ・ユー市ヶ谷 ミライバ ※は、重症心身障害児を受け入れている事業所です。
-----------------------------	---

3 保育所等訪問支援		関連する「障害者計画」個別施策	⑬
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用児童数	利用児童数	利用児童数
	74 人	103 人	133 人
現状と課題	保育園、子ども園、幼稚園等に通園している障害のある子どもに対し、個別に支援する事業です。平成 30 年 4 月からは対象者が拡大され、乳児院や児童養護施設に入所している障害児にも訪問支援が可能となりました。発達に心配がある子どもが保育園、子ども園、幼稚園等に通園するときも集団生活の中で自己肯定感をもって成長できるような環境の設定が必要です。		
サービス提供 体制確保の方策	集団場面での適応が難しい子どもや、保護者の就労などで通所での療育を利用できずにいた子どもに対し、保育園、子ども園、幼稚園等に訪問支援員が出向き、集団場面の中で支援を提供する保育所等訪問支援事業を実施することで、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進していきます。		
令和 8 年 7 月における区内事業所	新宿区立子ども総合センター 保育所等訪問支援 ベビーノ ノーサイド新宿@Leaf 音楽療法センター LITALICO ジュニア江戸川橋教室 Frontierkids Mio Tesoro LITALICO ジュニア西早稲田教室 てらびあぼけっと 早稲田教室 いっといっぽ下落合教室		

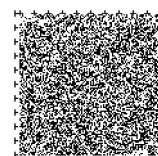


4 居宅訪問型児童発達支援		関連する「障害者計画」個別施策		⑬
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用児童数	利用児童数	利用児童数	
	5 人	5 人	5 人	
現状と課題	通所による支援を受けることが困難な重度の障害児に、居宅において児童発達支援を提供するものです。 区ではこの事業とは別に、子ども総合センターにおいて、「在宅児等訪問支援」に長年取り組んでいます。在宅で過ごす時間の多い重度の障害児等を訪問し、遊びの提供を通じて心地よい時間を過ごすことを目的としています。			
サービス提供体制確保の方策	サービス対象者への制度の周知を図るとともに、必要なサービス事業所へ適切につなげてまいります。また、「在宅児等訪問支援」についても、引き続き、支援を必要とする障害児を適切に把握して、サービス提供に努めます。			
令和 8 年 7 月における区内事業所	ノーサイド新宿@Leaf 音楽療法センター			

5 障害児相談支援			関連する「障害者計画」個別施策		⑪⑫⑬⑯⑰	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数	セルフ プラン作成	利用者数	セルフ プラン作成	利用者数	セルフ プラン作成
	147 人	1,245 人	154 人	1,307 人	162 人	1,372 人
現状と課題	障害児相談支援では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援といった障害児通所支援サービスを利用する児童のための障害児支援利用計画を作成します。障害児通所支援サービスを利用する児童の増加に連動して、障害児相談支援の利用も増加する見込です。児童の発達の状況や障害受容の段階によっては、障害児通所支援サービスは利用したいが、障害児相談支援の利用は望まないという保護者が一定数見込まれます。					
サービス提供体制確保の方策	障害児支援利用計画の策定前の退院カンファレンスへの参加等に関して補助することにより、障害児相談支援事業所に参入しやすい環境を整えます。 セルフプラン作成者に対しては、事業所間連携加算制度を活用し、サービス提供事業者間における必要な情報共有及び連携の推進を図ります。					
令和 8 年 7 月における区内事業所	新宿区立子ども総合センター 新宿区基幹相談支援センター 相談支援事業所 Kaien 新宿 ホートンケアサービス 相談支援いっとデザイン					



令和 8 年 7 月 おける区内事業所 (続き)	team shien m.a 新宿 ベビーのための相談支援 ベビーノ ハートワーク相談センター かけはし 相談支援事業所ユアピット 指定特定相談支援事業所ニシココ 相談支援事業所リスタート 相談支援事業所ありとせかい 滝乃川学園ともいろ相談支援そらいろ ワールドキッズ相談支援センター 相談支援ますーる アート相談支援事業所
---	--



2 障害福祉サービスの必要量見込、現状と課題、サービス提供体制確保の方策

第 8 期新宿区障害福祉計画として設定する、令和 11 年度までの「障害福祉サービス」の必要量の見込及び令和 8 年度までの実績は以下の一覧表のとおりです。

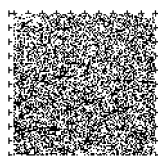
障害福祉サービス等の社会資源の状況や障害者生活実態調査に基づくニーズ及び第 7 期新宿区障害福祉計画の実績等を踏まえ、各サービスの必要量の見込、現状と課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

◎ 各サービスにおける、1 か月当たりの利用者数・利用量を示しています。

◎ 通所施設等については、利用者数 × 1 か月当たりの利用日数を示しています。

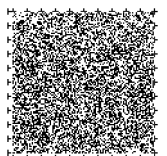
第 7 期新宿区障害福祉計画（障害福祉サービス）実績値等

	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度 (推計値)	
1 居宅介護	577 人	14,842 時間	583 人	15,857 時間	602 人	15,670 時間
2 重度訪問介護	33 人	15,980 時間	43 人	21,252 時間	45 人	22,176 時間
3 同行援護	111 人	2,745 時間	103 人	3,037 時間	115 人	3,171 時間
4 行動援護	13 人	614 時間	16 人	730 時間	16 人	707 時間
5 重度障害者等包括支援	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
6 生活介護	408 人×20 日		411 人×20 日		420 人×20 日	
7 自立訓練(機能訓練)	5 人×10 日		7 人×11 日		5 人×12 日	
8 自立訓練(生活訓練) 【宿泊型自立訓練】	53 人×16 日 【10 人×28 日】		56 人×17 日 【17 人×26 日】		55 人×17 日 【16 人×27 日】	
9 就労移行支援	97 人×16 日		91 人×18 日		102 人×18 日	
10 就労継続支援 A 型	37 人×17 日		38 人×18 日		41 人×17 日	
11 就労継続支援 B 型	523 人×15 日		548 人×16 日		575 人×16 日	
12 就労定着支援	63 人		62 人		63 人	
13 就労選択支援	-人		1 人		1 人	
14 療養介護	17 人		16 人		17 人	
15 短期入所 (ショートステイ)	115 人×6 日		125 人×6 日		132 人×8 日	
16 共同生活援助 (グループホーム)	233 人		272 人		285 人	
17 施設入所支援	191 人		188 人		188 人	
18 計画相談支援 【セルフプラン作成】	1,543 人 【348 人】		1,627 人 【343 人】		1,708 人 【340 人】	
19 地域移行支援	年間 利用者 数	6 人	11 人	5 人		
20 地域定着支援		33 人	34 人	25 人		
21 自立生活援助		1 人	2 人	1 人		



第 8 期新宿区障害福祉計画（障害福祉サービス）必要量見込

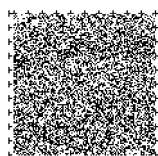
	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
1 居宅介護	614 人	16,140 時間	626 人	16,624 時間	639 人	16,956 時間
2 重度訪問介護	53 人	26,389 時間	63 人	31,403 時間	72 人	35,799 時間
3 同行援護	118 人	3,425 時間	122 人	3,699 時間	129 人	3,958 時間
4 行動援護	18 人	764 時間	20 人	825 時間	22 人	858 時間
5 重度障害者等包括支援	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間
6 生活介護	428 人×23 日		437 人×23 日		446 人×23 日	
7 自立訓練(機能訓練)	5 人×11 日		5 人×11 日		5 人×11 日	
8 自立訓練(生活訓練) 【宿泊型自立訓練】	56 人×18 日 【14 人×27 日】		57 人×19 日 【16 人×27 日】		58 人×19 日 【15 人×23 日】	
9 就労移行支援	114 人×20 日		127 人×21 日		141 人×22 日	
10 就労継続支援 A 型	43 人×19 日		46 人×19 日		49 人×19 日	
11 就労継続支援 B 型	604 人×16 日		634 人×17 日		666 人×18 日	
12 就労定着支援	63 人		63 人		64 人	
13 就労選択支援	1 人		1 人		1 人	
14 療養介護	17 人		17 人		17 人	
15 短期入所 (ショートステイ)	143 人×8 日		154 人×8 日		165 人×8 日	
16 共同生活援助 (グループホーム)	316 人		351 人		383 人	
17 施設入所支援	188 人		188 人		188 人	
18 計画相談支援 【セルフプラン作成】	1,793 人 【337 人】		1,883 人 【334 人】		1,977 人 【331 人】	
19 地域移行支援	年間 利用者数	6 人	7 人		8 人	
20 地域定着支援		22 人	22 人		22 人	
21 自立生活援助		1 人	1 人		1 人	



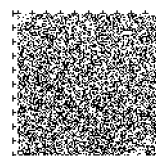
1 居宅介護			関連する「障害者計画」個別施策		② ④ ㉔	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
(1 か月当たり総数)	614 人	16,140 時間	626 人	16,624 時間	639 人	16,956 時間
2 重度訪問介護			関連する「障害者計画」個別施策		② ④	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
(1 か月当たり総数)	53 人	26,389 時間	63 人	31,403 時間	72 人	35,799 時間
3 同行援護			関連する「障害者計画」個別施策		② ㉔ ㉕	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
(1 か月当たり総数)	118 人	3,425 時間	122 人	3,699 時間	129 人	3,958 時間
4 行動援護			関連する「障害者計画」個別施策		② ㉕	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
(1 か月当たり総数)	18 人	764 時間	20 人	825 時間	22 人	858 時間
5 重度障害者等包括支援			関連する「障害者計画」個別施策		②	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
(1 か月当たり総数)	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間

<1～5 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

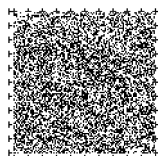
現状と課題	ヘルパーの確保と育成が共通の重要課題です。 重度障害者等包括支援についてサービス提供を行える従事者要件が厳しいなどの理由により、事業所がほとんどないことから、サービスの対象者であっても、重度訪問介護等複数のサービスを組み合わせて利用しています。 同行援護については視覚障害者の社会参加のために重要な役割を担っていますが、外出したい希望日に予約が取りづらいとの声が上がっています。また、家族の介護により子供の権利が守られていないヤングケアラーの支援が求められています。障害児者への適切なサービス支給が必要です。
サービス提供体制確保の方策	重度訪問介護については、夜間の対応やたん吸引のサービス提供ができる事業所へのニーズが高いです。事業所に対し研修の周知を行っていきます。 また、居宅介護事業者に対し、同行援護、行動援護、重度訪問介護の研修周知を実施していきます。



6 生活介護			関連する「障害者計画」個別施策		② ⑬ ⑰	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
	428 人	23 日	437 人	23 日	446 人	23 日
現状と課題	障害者福祉センターの多機能型事業所の定員を変更し、生活介護事業の定員の拡充を行いました。また、新宿生活実習所の建替えにあっても、生活介護の定員拡充を行いました。そして、令和 8 年 3 月には滝乃川学園ともいりにおいて、生活介護事業所(生活介護にじいろ)を開設しました。 今後も、障害の重度化・高齢化への対応及び特別支援学校卒業生の進路先確保のためには、生活介護事業の区内の定員について計画的な確保が必要です。					
サービス提供 体制確保の方策	今後の生活介護における区内の定員数については、計画的に確保をしていきます。そのために、進路対策連絡会を通じて、特別支援学校卒業生の進路先の推移を適切に把握していくと共に、特別支援学校の児童数を注視していきます。 なお事業者に対しては、安定的な運営が図られるよう支援を行っていきます。 さらに、障害の重度化・高齢化への対応に加え、強度行動障害や医療的ケアへの対応など、今後もより一層の専門性の向上が求められています。そのため、研修への積極的な参加の促進について検討すると共に、施設に勤務する看護師等の専門職による支援内容の充実について調査・研究していきます。					
令和 8 年 7 月 における区内事業所	事業所名		身体	知的	精神	
	新宿区立新宿生活実習所			○		
	新宿区立新宿福祉作業所			○		
	新宿区立高田馬場福祉作業所			○		
	新宿区立あゆみの家		○	○		
	新宿区立障害者福祉センター		○			
	障害者支援施設 新宿けやき園		○	○	○	
	シャロームみなみ風			○		
	滝乃川学園ともいり生活介護にじいろ		○	○		



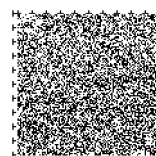
7 自立訓練(機能訓練)			関連する「障害者計画」個別施策		② ⑬ ⑰	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用日 数
	5 人	11 日	5 人	11 日	5 人	11 日
令和 8 年 7 月に おける区内事業所	事業所名			身体	知的	精神
	東京視覚障害者生活支援センター			○		
8 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練			関連する「障害者計画」個別施策		② ⑬ ⑰ ㉒ ㉓	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
	56 人	18 日	57 人	19 日	58 人	19 日
【宿泊型自立訓練利用人数】	14 人	27 日	16 人	27 日	15 人	23 日
令和 8 年 7 月に おける区内事業所	自立訓練(生活訓練)					
	事業所名			身体	知的	精神
	東京ワークショップ			○		
	シャロームみなみ風				○	
	新宿区立障害者生活支援センター					○
	日本点字図書館自立支援室			○		
	ゆたかカレッジ高田馬場キャンパス				○	○
	生活訓練事業所 Kaien 市ヶ谷					○
	リワークセンター新宿南口					○
	ニューロリワーク 新宿御苑センター					○
	グレイス・ロード 東京センター					○
	well-being LABO～自分らしくやってみよう なんとかなるさ ありがとう～					○
	プラーナ新宿				○	○
	アウェアファイ リワーク 新宿早稲田					○
	公益財団法人神経研究所 附設生活支援センター和(Nico)					○
	宿泊型自立訓練					
	事業所名			身体	知的	精神
	新宿区立障害者生活支援センター					○
	公益財団法人神経研究所 附設生活支援センター和(Nico)					○



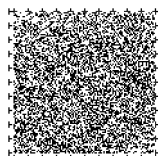
<7～8 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	自立訓練(機能訓練)を提供する事業所は、視覚障害者を対象とした事業所が区内には 1 所あります。肢体不自由者のリハビリテーションについては、区外の入所施設併設型事業所の利用が、主なものになっています。 自立訓練(生活訓練)を提供する事業所は、区内に 13 所あります。 宿泊型自立訓練は区立障害者生活支援センターが精神障害者の地域移行を目的に実施しています。
サービス提供体制確保の方策	機能訓練に関して、区では独自に区立障害者福祉センターにおいて、中途障害者(肢体不自由)の退院後支援を含めた機能訓練事業を、総合的に実施しています。 自立訓練(生活訓練)については、制度の内容について周知を進めていきます。

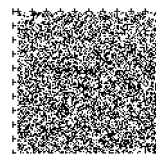
9 就労移行支援			関連する「障害者計画」個別施策			⑤ ⑬ ⑰ ⑳ ㉔ ㉕ ㉖		
年度	令和 9 年度		令和 10 年度			令和 11 年度		
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数		
	114 人	20 日	127 人	21 日	141 人	22 日		
令和 8 年 7 月に おける区内事業所	事業所名			特定なし	身体	知的	精神	難病
	東京ワークショップ				○			
	わーくす ここ・から			○				
	リヴァトレ市ヶ谷						○	
	SAKURA 新宿センター				○	○	○	
	Kaien 新宿						○	
	リエンゲージメント						○	
	〜キセキの杜〜ジョブステーション高田馬場				○	○	○	○
	カレント						○	
	就労移行支援事業所リスタート					○	○	○
	東京視覚障害者生活支援センター				○			
	ゆたかカレッジ早稲田キャンパス					○	○	
	キズキビジネスカレッジ						○	
	ラルゴ神楽坂						○	
	キズキビジネスカレッジ 新宿校						○	
	LITALICO ワークス 高田馬場				○	○	○	○
	エンカレッジ早稲田駅前					○	○	
	LITALICO ワークス 新宿三丁目				○	○	○	○
	IT 就労ビズウェル						○	
	エラビバ就労移行 新宿センター				○	○	○	○
	LITALICO ワークス高田馬場戸山口				○	○	○	○
	鍼灸マッサージ修練所				○			



10 就労継続支援 A 型			関連する「障害者計画」個別施策			⑤⑬⑱⑲⑳㉔㉕㉖		
年度	令和 9 年度		令和 10 年度			令和 11 年度		
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数		
	43 人	19 日	46 人	19 日	49 人	19 日		
令和 8 年 7 月 における区内事業所	事業所名				特定なし	身体	知的	精神
	ストローク・サービス						○	○
	あしか					○	○	○
	くじら					○	○	○
	ワンアイ早稲田				○			
	Vision Works 東新宿					○	○	○
	就労継続支援 A 型 EMIAL FOODS						○	○
11 就労継続支援 B 型			関連する「障害者計画」個別施策			⑤⑬⑱⑲⑳㉔㉕㉖		
年度	令和 9 年度		令和 10 年度			令和 11 年度		
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数		
	604 人	16 日	634 人	17 日	666 人	18 日		
令和 8 年 7 月 における区内事業所	事業所名			特定なし	身体	知的	精神	難病
	コンフィデンス早稲田				○	○	○	○
	東京ワークショップ				○			
	新宿区立新宿福祉作業所					○		
	新宿区立高田馬場福祉作業所					○		
	新宿第二あした作業所					○		
	新宿あした作業所					○		
	新宿区立障害者福祉センター				○			
	オフィスクローバー						○	
	ファロ						○	
	就労センター『風』						○	
	就労センター「街」						○	
	パイオニア				○			
	わーくす ここ・から			○				
	西早稲田あした作業所					○		
	シャロームみなみ風					○		
	プラーナ新宿					○	○	
	寒緋桜						○	
	十二社 生活・就労研修センター						○	
	フレッシュスタート目白				○	○	○	



	マナティ		○	○	○	○
	東京デジタルキャリア			○	○	
	ヘレン・ケラー治療院 鍼灸・あん摩マッサージ指圧		○			
	Will				○	
	デジタルキャリアラボ			○	○	
	プエルト		○	○	○	
	クリエイターズラボ東京			○	○	
	ラバンス				○	
	ONEGAME 新宿			○	○	
	ゆたかカレッジ Y.Y.work 早稲田			○		
	という四谷		○	○	○	
12 就労定着支援		関連する「障害者計画」個別施策			⑤⑬⑱⑲⑳㉑㉒	
年度	令和 9 年度	令和 10 年度			令和 11 年度	
サービス見込量	利用者数	利用者数			利用者数	
(1 か月当たり総数)	63 人	63 人			64 人	
令和 8 年 7 月における区内事業所	事業所名	特定なし	身体	知的	精神	難病
	くじら		○	○	○	
	あしか		○	○	○	○
	十二社 生活・就労研修センター	○				
	リエンゲージメント就労定着支援事業所	○				
	東京ワークショップ		○			
	わーくす ここ・から	○				
	SAKURA 新宿センター		○	○	○	○
	リヴァトレ市ヶ谷				○	
	就労定着支援事業所 Kaien 新宿				○	
	就労センター「街」				○	
	～キセキの杜～ジョブステーション高田馬場		○	○	○	
	カレント				○	
	キズキビジネスカレッジ				○	
	キズキビジネスカレッジ新宿校				○	
	LITALICO ワークス高田馬場		○	○	○	○
	ラルゴ神楽坂				○	
	LITALICO ワークス新宿三丁目		○	○	○	○
	エンカレッジ早稲田駅前			○	○	
	LITALICO ワークス高田馬場戸山口		○	○	○	○
	ニューロリワーク 新宿御苑センター				○	

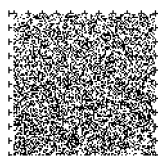


13 就労選択支援		関連する「障害者計画」個別施策		⑤⑬⑱⑲⑳㉑㉒		
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度			
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数	利用者数	利用者数			
	1 人	1 人	1 人			
令和 8 年 7 月に おける区内事業所	事業所名		身体	知的	精神	難病
	わーくす・ここから		○	○	○	○

<9～13 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

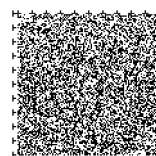
現状と課題	福祉施設を経て一般就労した障害者に対する就労定着支援のニーズは増えています。 就労継続支援 A 型について、支援内容の適正化や就労の質の向上とともに経営面の健全な運営が求められています。 就労継続支援 B 型の利用者の障害の重度化や高齢化に対応する事業所運営や支援内容の工夫と支援ニーズに応じ、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築が求められています。 就労選択支援は、令和 7 年 10 月から開始された新しいサービスで、障害者の就労アセスメントを行います。
サービス提供体制確保の方策	就労移行支援については、一般就労への移行者に関する区の成果目標を各事業所に伝達し、適切な事業運営を促していきます。 また、一般就労者の安定した就労定着を図るため、引き続き新宿区勤労者支援センターや各就労支援事業所等と連携し、就労定着支援事業の利用を促進していきます。 就労選択支援は区内に 1 か所であるため、今後利用希望者が増えた際に対応できるよう、開設を支援していきます。

14 療養介護		関連する「障害者計画」個別施策		③
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数	利用者数	利用者数	
	17 人	17 人	17 人	
現状と課題	新宿区が窓口になり、東京都が入所調整を行っていますが、空床が発生しづらい現状があり、迅速な対応が出来ない状況があります。			
サービス提供体制確保の方策	サービス提供は病院のみで、区内に事業所はありません。利用希望者については、東京都の入所調整とあわせて、遠隔地にある施設との連携を密にし、利用者の状況に応じた対応を進めていきます。			



15 短期入所(ショートステイ)				関連する「障害者計画」個別施策		④ ⑨ ㉓		
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度			
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数		
	143 人	8 日	154 人	8 日	165 人	8 日		
令和 8 年 7 月 における区内事業所	事業所名			身体	知的	精神	障害児	難病
	新宿区立新宿生活実習所				○		○	
	新宿区立あゆみの家			○	○		○	
	新宿区立障害者福祉センター			○	○		○	○
	障害者支援施設 新宿けやき園			○				
	シャロームみなみ風				○			
	新宿区立障害者生活支援センター					○		
	ブルーム早稲田				○			
	こどもソテリア東京四谷(短期入所)さんさんハウス				○	○	○	○
	ショートステイ 博				○			
	滝乃川学園ともいう短期入所あさぎいろ				○			
	早稲田すずらんホーム				○	○		

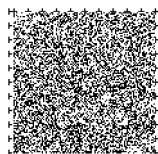
16 共同生活援助(グループホーム)			関連する「障害者計画」個別施策		㉔ ㉕ ㉖		
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数		利用者数		利用者数		
	316 人		351 人		383 人		
令和 8 年 7 月 における区内 グループホーム	グループホーム名				身体	知的	精神
	からふる					○	
	ぼけっと					○	
	ぱれっと					○	
	中落合あしたホーム					○	
	笑がおの園 クローバー I・II					○	
	ホームすみれ空					○	
	アイリスホーム西新宿1・2					○	
	ドリームハウスキャット早稲田					○	
	早稲田すずらんホーム					○	
	たすはちホーム					○	
	グループホーム 博					○	
	あすほーむ練馬小竹町高田馬場ユニット					○	
	滝乃川学園ともいうグループホーム				○	○	
	ふるさとホーム新宿						○



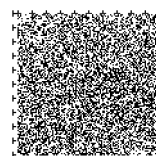
	ふるさとホーム大久保			○
	ふるさとホーム東新宿			○
	GHつる			○
	グループホーム「麻の葉」西早稲田ハウス			○
	グループホーム「麻の葉」柏木ハウス			○
17 施設入所支援		関連する「障害者計画」個別施策		②①
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (1 か月当たり総数)	利用者数	利用者数	利用者数	
	188 人	188 人	188 人	
令和 8 年 7 月に おける区内事業所	事業所名	身体	知的	精神
	障害者支援施設 新宿けやき園	○	○	○
	シャロームみなみ風		○	

<15～17 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	短期入所について、介護者の一時的な休息のための数日間のショートステイ、介護者の入院等の 1 週間単位のみドルステイ、入所施設の利用を念頭に置いたロングステイなどさまざまな要望があります。他区や都外の施設も含めて広域的に対応しています。なお、新宿生活実習所の建て替えにあたり、ショートステイの緊急枠も含め 3 床から 4 床に拡充しました。また、みなみ新宿市ヶ谷で 2 床、滝乃川学園ともいって緊急枠を含め 3 床、計 5 床のショートステイが新設されました。 共同生活援助は区内外に設置が進み、日中サービス支援型や医療的ケアを含む重度障害者に対応した事業所など、様々なニーズに合わせ選択できるようになっていますが、区内事業所にニーズが集中し、満床となっているため、さらなる設置が求められています。 施設入所支援は区内に 2 事業所設置しています。また、利用者のニーズに合わせ区外施設の利用も多くみられます。
サービス提供 体制確保の方策	グループホーム建設の計画がある時には、ショートステイも併設するように事業者働きかけを引き続き行っていきます。 在宅での生活が困難になった方や入所施設等から地域移行を望む方の受け皿として、グループホームの重要性が高まっている現状から、法人等が行う整備計画の具体化に向け支援を行っていきます。 民有地の活用について、区から所有者を紹介する等、法人が行う整備計画の具体化に向け支援を行っていきます。 ※第三次実行計画事業に「障害者グループホームの設置促進」を掲げ推進します。 施設入所支援では、地域移行を推進するため、入所者本人の意思を丁寧に聴取し、意向に沿った支援を行います。



18 計画相談支援 【セルフプラン作成を含む】			関連する「障害者計画」個別施策			①⑨⑩⑬⑰⑳ ㉓	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		
サービス見込量	利用者数	セルフ プラン作成	利用者数	セルフ プラン作成	利用者数	セルフ プラン作成	
	1,793 人	337 人	1,883 人	334 人	1,977 人	331 人	
現状と課題	相談支援事業所を利用してサービス等利用計画を作成する方が増えてきていることに加え、計画作成件数は事業所ごとにバラつきがあることから、事業所数はまだ十分とは言えない状況です。また、計画の記載内容や質の向上も課題です。						
サービス提供 体制確保の方策	サービス対象者への制度の周知とともに、事業所開設に向けた支援や発信に努めていきます。また、対象者の選択によるセルフプランの作成や、サービス利用調整の支援を実施します。						
令和 8 年 7 月に おける区内事業所	事業所名		身体	知的	精神	障害児	難病
	新宿区立子ども総合センター					○	
	新宿区基幹相談支援センター		○	○	○	○	○
	地域活動支援センターまど				○		
	地域活動支援センター『風』				○		
	新宿区立あゆみの家		○	○			
	相談支援事業所 Kaien 新宿				○	○	
	あんそれいゆ		○	○			
	指定特定相談支援事業所 TOMO		○				
	特定相談支援事業所 どまーに			○			
	新宿区立障害者福祉センター		○	○			
	新宿区立障害者生活支援センター				○		
	ホートンケアサービス		○	○	○	○	○
	在宅支援相談室新宿		○	○	○		○
	相談支援いっとデザイン					○	
	team shien m.a 新宿		○	○	○	○	○
	ベビーのための相談支援 ベビーノ					○	
	プラーナ新宿			○	○		
	ハートワーク相談センター		○	○	○	○	○
	かけはし		○			○	
	相談支援事業所 ユアピット		○	○	○	○	○
	指定特定相談支援事業所ニシココ				○	○	
	相談支援事業所リスタート		○	○	○	○	○
	相談支援事業所ありとせかい			○	○	○	○
	滝乃川学園ともいろう相談支援そらいろ		○	○		○	
	ワールドキッズ相談支援センター		○	○	○	○	○
	相談支援ますーる		○	○	○	○	○
	アート相談支援事業所		○	○	○	○	○

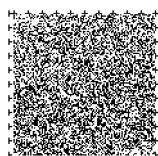


19 地域移行支援		関連する「障害者計画」個別施策		② ③
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数	利用者数	利用者数	
	6 人	7 人	8 人	
20 地域定着支援		関連する「障害者計画」個別施策		② ③
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数	利用者数	利用者数	
	22 人	22 人	22 人	

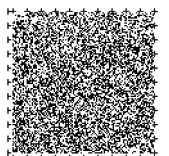
令和 8 年 7 月 における区内事業所 (地域移行支援・ 地域定着支援)	事業所名	身体	知的	精神	障害児	難病
	あんそれいゆ	○	○			
	地域活動支援センター『風』			○		
	ハートワーク相談センター	○	○	○	○	○

<19、20 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	区内には、身体障害者・知的障害者のための施設入所支援を提供する施設が2か所で、精神障害者の長期入院できる精神科病院はほとんど無く、入所・入院している障害者の多くは区外、都外にいるため、区内を拠点としたサービス提供が困難な状況があり、事業所が増えない要因の一つになっています。 身体障害者・知的障害者の地域移行に関しては、障害や個別の状況に配慮し、入所中の施設に近接した地域のグループホームに入所する方もいます。 精神障害者の地域移行に関しては、東京都単独の退院促進事業の活用や、保健センター保健師の活動による支援、区立障害者生活支援センターでは宿泊型自立訓練と計画相談支援を行う過程で、精神科病院と連携し、地域への移行支援を行っています。
サービス提供体制確保の方策	必要に応じて、東京都の事業と合わせてサービスを利用するなどして、病院から宿泊型自立訓練、グループホーム、在宅生活等、障害の状況に合わせ、地域での在宅生活へスムーズに移行できるよう支援していきます。



21 自立生活援助		関連する「障害者計画」個別施策		② ③	
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度		
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数	利用者数	利用者数		
	1 人	1 人	1 人		
現状と課題	サービス利用のニーズはあるが、サービス提供事業所が少なく、利用実績は横ばいとなっています。				
サービス提供体制確保の方策	サービスの内容、時期、対象者等について、関係機関への周知と連携を図り、より適切なサービス利用につなげていきます。				
令和 8 年 7 月における区内事業所	事業所名		身体	知的	精神
	ニシココ				○
	オートノミー			○	○



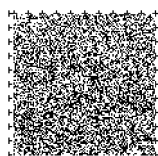
3 地域生活支援事業の必要量見込、現状と課題、サービス提供体制確保の方策

令和 11 年度までの「地域生活支援事業」の必要量の見込及び令和 8 年度までの実績は以下の一覧表のとおりです。

障害福祉サービス等の社会資源の状況や障害者生活実態調査に基づくニーズ及び第 7 期新宿区障害福祉計画の実績等を踏まえ、各サービスの必要量の見込、現状と課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。数値による必要量の見込の設定になじまないサービスについては、サービス提供体制確保の方策ではなく、これからの取組を記載しています。

第 7 期新宿区障害福祉計画（地域生活支援事業）実績値等

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 (推計値)
101 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
102 障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)	実施の有無	実施	実施	実施
103 相談支援	実施個所数	14 所	16 所	16 所
104 基幹相談支援センター	設置年月	平成 24 年 4 月設置		
105 障害者自立支援協議会	設置年月	平成 19 年 3 月設置		
106 居住サポート	実施個所数	6 所	7 所	7 所
107 成年後見制度利用促進	年間区長申立 件数	延 2 件	延 2 件	延 3 件
108 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
109 意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣)	年間利用件数	延 1,019 件	延 951 件	延 1,096 件
110 意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣)	年間利用件数	延 31 件	延 17 件	延 36 件
111 意思疎通支援事業 (手話通訳者の本庁舎配置・ 遠隔手話通訳等サービス)	年間利用件数	延 125 件	延 126 件	延 156 件
112 日常生活用具 (介護訓練支援)	年間利用件数	延 20 件	延 32 件	延 28 件
113 日常生活用具 (自立生活支援)	年間利用件数	延 71 件	延 49 件	延 89 件
114 日常生活用具 (在宅療養等支援)	年間利用件数	延 43 件	延 52 件	延 62 件
115 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)	年間利用件数	延 53 件	延 51 件	延 94 件
116 日常生活用具 (排泄管理支援)	年間利用件数	延 4,248 件	延 4,126 件	延 4,318 件
117 住宅設備改善費	年間利用件数	延 5 件	延 4 件	延 9 件
118 意思疎通支援者養成 研修事業	修了見込者数 (登録見込者数)	97 人(5 人)	101 人(3 人)	101 人(3 人)

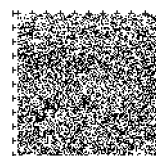


		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度 (推計値)	
119 移動支援 (個別支援・グループ支援)	年間利用者 時間数	延 8,263 人		延 8,385 人		延 8,608 人	
		延 90,856 時間		延 91,836 時間		延 97,068 時間	
120 地域活動支援センター	実施個所数 年間利用者数	5 所	延 8,555 人	6 所	延 9,804 人	6 所	延 11,311 人
121 身体障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	3 所	20 人	3 所	20 人	3 所	20 人
122 精神障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	1 所	7 人	1 所	8 人	1 所	8 人
123 心身障害者巡回入浴 サービス	年間回数 実利用者数	983 回	24 人	1,392 回	25 人	1,293 回	21 人
124 日中ショートステイ (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	5 所	延 165 人	5 所	延 182 人	5 所	延 215 人
125 土曜ケアサポート (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	1 所	延 598 人	1 所	延 569 人	1 所	延 582 人
126 障害児等タイムケア (日中一時支援)	実施個所数 実利用者数	1 所	57 人	1 所	78 人	1 所	88 人
127 緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	床数	1 床		1 床		1 床	
128 障害支援区分認定等事務 (介護給付費等認定審査会)	年間回数 年間審査件数	28 回	687 件	26 回	548 件	28 回	539 件

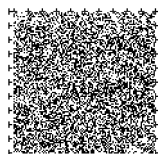
第 8 期新宿区障害福祉計画（地域生活支援事業）必要量見込

※第 7 期実績値等とは番号のずれが生じています。

		令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
101 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
102 障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)	実施の有無	実施	実施	実施
103 相談支援	実施個所数	16 所	16 所	16 所
104 基幹相談支援センター	設置年月	平成 24 年 4 月設置		
105 障害者自立支援協議会	設置年月	平成 19 年 3 月設置		
106 居住サポート	実施個所数	7 所	7 所	7 所
107 成年後見制度利用促進	年間区長申立 件数	延 3 件	延 3 件	延 3 件
108 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

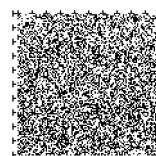


		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
109 意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣)	年間利用件数	延 1,128 件		延 1,162 件		延 1,197 件	
110 意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣)	年間利用件数	延 69 件		延 57 件		延 47 件	
111 意思疎通支援事業 (手話通訳者の本庁舎配置・ 遠隔手話通訳等サービス)	年間利用件数	延 148 件		延 141 件		延 134 件	
112 意思疎通支援事業 (失語症者向け意思疎通 支援事業)	年間利用件数	延 50 件		延 50 件		延 50 件	
113 日常生活用具 (介護訓練支援)	年間利用件数	延 29 件		延 26 件		延 26 件	
114 日常生活用具 (自立生活支援)	年間利用件数	延 84 件		延 72 件		延 74 件	
115 日常生活用具 (在宅療養等支援)	年間利用件数	延 57 件		延 56 件		延 56 件	
116 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)	年間利用件数	延 108 件		延 67 件		延 74 件	
117 日常生活用具 (排泄管理支援)	年間利用件数	延 4,269 件		延 4,228 件		延 4,182 件	
118 住宅設備改善費	年間利用件数	延 7 件		延 5 件		延 4 件	
119 意思疎通支援者養成 研修事業	修了見込者数 (登録見込者数)	101 人(3 人)		101 人(3 人)		101 人(3 人)	
120 移動支援 (個別支援・グループ支援)	年間利用者 時間数	延 8,868 人		延 9,136 人		延 9,412 人	
		延 102,598 時間		延 108,443 時間		延 114,621 時間	
121 地域活動支援センター	実施個所数 年間利用者数	6 所	延 11,575 人	6 所	延 12,083 人	6 所	延 12,347 人
122 身体障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	3 所	20 人	3 所	20 人	3 所	20 人
123 精神障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	1 所	8 人	1 所	8 人	1 所	8 人
124 心身障害者巡回入浴 サービス	年間回数 実利用者数	1,231 回	21 人	1,349 回	23 人	1,466 回	25 人
125 日中ショートステイ (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	5 所	延 252 人	5 所	延 295 人	5 所	延 345 人
126 土曜ケアサポート (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	1 所	延 583 人	1 所	延 578 人	1 所	延 581 人
127 障害児等タイムケア (日中一時支援)	実施個所数 実利用者数	1 所	88 人	1 所	88 人	1 所	88 人
128 緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	床数	1 床		1 床		1 床	
129 重度障害者等就労支援 (雇用施策との連携による重度 障害者等就労支援特別事業)	年間利用者数	1 人		1 人		1 人	
130 障害支援区分認定等事務 (介護給付費等認定審査会)	年間回数 年間審査件数	28 回	752 件	28 回	750 件	30 回	860 件

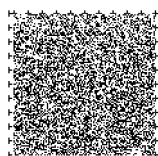


101 理解促進研修・啓発事業		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦②⑧③④③⑤③⑥③⑦
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	障害のある方と障害のない方との相互理解を深め、こころのバリアフリーを促進するため、障害者週間(12 月 3 日～9 日)に合わせた「障害者福祉施設共同バザール」・「障害者作品展」等の啓発事業を開催しています			
これからの取組	今後も参加団体等の協力を得ながら、「障害者福祉施設共同バザール」・「障害者作品展」を継続し、区民のほか、在勤や在学の方に対する障害理解の促進を広く図ります。また、令和 6 年度から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることに合わせ、パンフレットや HP 等を更新し、周知を進めていきます。			

102 障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)		関連する「障害者計画」個別施策		④ ②⑨ ③⑦
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	障害者福祉の増進を図り、障害者の自立及び社会参加を促進する自主活動を援助するため、「障害者福祉活動事業助成金事業」として助成金を交付しています。 年間の助成金の原資が有効かつ効率的に、多くの団体が利用できるよう事業運営を進めていく必要があります。			
これからの取組	障害当事者やその家族・支援者等で構成される障害者団体が自主的に取り組む啓発活動等に対し、支援を継続していきます。			

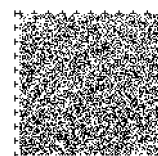


103 相談支援		関連する「障害者計画」個別施策		①⑥⑦⑧⑨⑩ ⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
実施か所数	16 所	16 所	16 所	
現状と課題	令和 8 年 7 月現在 16 所を指定し、常時福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリングや専門機関の紹介、障害者やその家族が持つ様々な悩みを解決したり、多様な相談に対応しています。			
サービス提供体制確保の方策	今後も様々な相談に対応していきます。			
令和 8 年 7 月における区内窓口	障害者福祉課(基幹相談支援センター) 新宿区立障害者福祉センター 新宿区立子ども総合センター 保健予防課 新宿区立牛込保健センター 新宿区立四谷保健センター 新宿区立東新宿保健センター 新宿区立落合保健センター 地域活動支援センター「まど」 地域活動支援センター『風』 地域活動支援センター「ラバンス」 地域活動支援センター「ファロ」 地域活動支援センター「さくらんぼ」 地域活動支援センター「晴(Halu)」 シャロームみなみ風 滝乃川学園ともいろ			



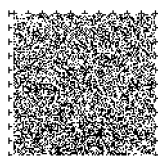
104 基幹相談支援センター		関連する「障害者計画」個別施策		①②⑥⑦⑧⑨ ⑩⑬⑭⑮⑯
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
設置の有無	平成 24 年 4 月設置			
機能強化事業の 実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担い、支援者支援として、自立支援ネットワークの運営や研修の実施を行っています。 また、障害福祉サービスの情報提供及びサービス等利用計画の作成等、相談支援に関する業務を総合的に行っています。			
これからの取組	サービス等利用計画に関し、基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、研修等を通じて、利用者一人ひとりのニーズに着目した計画作成ができるよう、地域全体のケアマネジメント能力の向上に努めていきます。 また、区内の指定特定相談支援事業所の安定的な運営を図るため、事業所への巡回訪問やスーパーバイズ派遣事業を実施し、相談支援体制の充実及び支援の質の向上を図ります。 さらに、区内の指定特定相談支援事業所、サービス提供事業所及び関係機関等との連携を一層深め、切れ目のない支援体制の構築を推進します。			

105 障害者自立支援協議会		関連する「障害者計画」個別施策		①③⑦⑧⑩⑮⑯
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
設置の有無	平成 19 年 3 月設置			
現状と課題	地域における障害者等への支援体制に関する課題について協議など活発な活動を行っています。 今後は関係機関の有する情報を共有し、相互間の連携を一層充実させていくことにより、地域の実情に応じた体制の整備について検討を重ねていく必要があります。			
これからの取組	障害者自立支援協議会では、専門的な見地から、よりきめ細かに協議する専門部会を設けています。専門部会では様々な地域課題について、地域における障害者への支援や連携のあり方について検討していきます。また、障害者計画・障害児福祉計画・障害福祉計画を策定する過程では障害者自立支援協議会の意見を聴いた上で取り組んでいきます。			

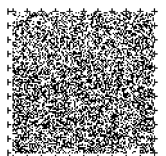


106 居住サポート		関連する「障害者計画」個別施策		⑳ ㉒ ㉓
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
実施か所数	7 所	7 所	7 所	
現状と課題	高齢者や障害者等の住宅確保や要配慮者の住まいの確保が困難な状況があります。高齢者や障害者等の条件に適う民間賃貸住宅の空き物件が少ないなか、民間賃貸住宅の家主等から賃貸借契約を拒まれる場合があるからです。円滑な住宅確保のため、住居探し等の相談支援を継続する必要があります。			
サービス提供体制確保の方策	「地域移行支援」「地域定着支援」によるサポートを組み合わせることにより、地域の中で障害者が安心して生活でき、併せて近隣の方の理解を促進していけるような支援体制をめざしていきます。			
令和 8 年 7 月における区内事業所	区立障害者福祉センター 地域活動支援センター「まど」 地域活動支援センター『風』 地域活動支援センター「ラバンス」 地域活動支援センター「ファロ」 地域活動支援センター「さくらんぼ」 地域活動支援センター「晴(Halu)」			

107 成年後見制度利用促進		関連する「障害者計画」個別施策		③①
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (年間区長申立件数)	延 3 件	延 3 件	延 3 件	
現状と課題	後見人等への報酬助成や親族申立費用の支援を行っています。また、申立人のいない障害者について、区長申立てを実施しています。 区は、成年後見制度の推進機関として、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターを設置しています。 令和 3 年度からは、同センターを国の基本計画における地域連携ネットワークの「中核機関」として位置づけ、弁護士や司法書士、医師や福祉関係者等の関係機関と連携した支援体制の強化を図っています。 今後、相談支援件数の増加や相談支援内容の多様化・複雑化に対応するため、職員の専門性の向上や関係機関との連携強化が必要です。加えて、本人の意思の尊重と、意思の把握が困難な場合の本人の最善の利益を目指していくことが必要です。			
サービス提供体制確保の方策	成年後見制度と地域福祉権利擁護事業を活用して、親亡き後等も見据えた日常生活の支援や見守りにより、本人が地域で安心して生活できるよう、本人の財産や権利を守るための取り組みを推進していきます。成年後見制度が必要な方で、区による支援が必要な場合に適切に相談に応じていきます。			



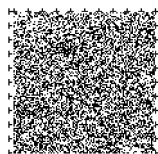
108 成年後見制度法人後見支援事業		関連する「障害者計画」個別施策		③①
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	平成 30 年度から新宿区の補助事業として新宿区社会福祉協議会が実施しています。令和 7 年度末時点で、法定後見 6 件、任意後見 7 件を受任しています。障害者の親が、将来を見据えて任意後見を契約するケースがあり、必要があれば、障害者自身の成年後見制度の利用を支援することがあります。 多様な生活課題を抱えるケースに対し、職員の専門性の向上や関係機関を含めた連携強化が必要です。			
これからの取組	引き続き、新宿区社会福祉協議会に設置している「新宿区成年後見センター」において法人後見事業を実施することで、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度利用まで一貫した支援が可能となる仕組みを作り、判断能力が不十分になっても安心して地域で生活を送ることのできる環境づくりを推進します。			



109 意思疎通支援 (手話通訳者派遣)		関連する「障害者計画」個別施策		② ②⑦ ②⑧ ③⑨
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 1,128 件	延 1,162 件	延 1,197 件	
110 意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣)		関連する「障害者計画」個別施策		② ②⑦ ②⑧ ③⑨
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 69 件	延 57 件	延 47 件	
111 意思疎通支援事業 (手話通訳者の本庁舎配置・ 遠隔手話通訳等サービス)		関連する「障害者計画」個別施策		② ②⑦ ③⑨
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 148 件	延 141 件	延 134 件	
112 意思疎通支援事業 (失語症者向け意思疎通支援事業)		関連する「障害者計画」個別施策		② ②⑦ ③⑨
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 50 件	延 50 件	延 50 件	

<109～112 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

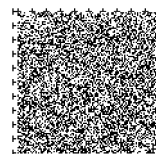
現状と課題	日中に活動できる手話通訳者の確保や、映像手話通訳の需要の高まりへの対応が課題となっています。 また、失語症者の社会参加を支えるため、支援体制の強化が課題となっています。
サービス提供 体制確保の方策	意思疎通支援者養成研修事業を推進していくとともに、障害理解の促進により手話通訳者数を増やす取組をしていきます。 日中の時間帯に活動できる手話通訳者が少ないという現状に対しては、手話通訳講習会を日中の時間帯に開催し、人材の育成に向けた取組を今後も継続していきます。 さらに、令和 4 年度より、区登録手話通訳者に向けた映像手話通訳研修を開催しています。 今後も手話通訳者の確保及び育成に努めていきます。 また、失語症者向け意思疎通支援者の派遣を実施し、失語症者が安心して地域生活を送ることができるよう、社会参加の促進及び意思疎通支援体制の充実に努めます。



113 日常生活用具(介護訓練支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 29 件	延 26 件	延 26 件	
114 日常生活用具(自立生活支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 84 件	延 72 件	延 74 件	
115 日常生活用具(在宅療養等支援)		関連する「障害者計画」個別施策		② ③
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 57 件	延 56 件	延 56 件	
116 日常生活用具(情報・意思疎通支援)		関連する「障害者計画」個別施策		② ㉗ ㉙
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 108 件	延 67 件	延 74 件	
117 日常生活用具(排泄管理支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 4,269 件	延 4,228 件	延 4,182 件	

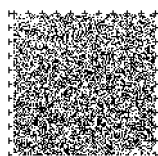
<113～117 に関する現状と課題、サービス提供体制の方策>

現状と課題	障害者福祉の手引への掲載や広報掲載とホームページを主に日常生活用具に関する周知を行っています。 対象品目に該当しないものの要望が多い製品もあるため、日常生活用具の給付等に関する検討会を開催し、毎年品目や基準額について検討しています。
サービス提供体制確保の方策	日進月歩で進化する用具情報や利用者の要望等を踏まえ、用具の品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適切に行っていきます。



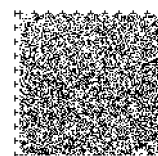
118 住宅設備改善費		関連する「障害者計画」個別施策		② ⑳ ㉑
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 7 件	延 5 件	延 4 件	
現状と課題	住宅改修については、効果的な改修が行われるように必ず家庭を訪問しています。また、改修の事前と事後に確認調査を実施し、適正な給付に努めています。 介護保険利用者については、介護保険優先の原則を本人やケアマネジャー等の関係者に説明し、適切な制度利用を進めています。			
サービス提供 体制確保の方策	引き続き、個別の状況に応じた支援を提供していきます。			

119 意思疎通支援者養成研修事業		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦ ③⑨	
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度		
手話講習会 修了見込者数 (登録見込者数)	101 人 (3 人)	101 人 (3 人)	101 人 (3 人)		
現状と課題	区立障害者福祉センターにおいて、手話講習会を、区内在住・在勤・在学の方を対象に、初級・中級・上級・通訳コースを設けて実施しています。 通訳コース修了者の試験合格率を向上させていく必要があります。 また、平日の日中に活動できる手話通訳者が少ないという課題があります。				
サービス提供 体制確保の方策	これからも新宿区で活動する手話通訳者や手話のできるボランティアの養成をめざし、手話技術のレベルに応じた練習機会を継続して提供し、試験の合格率の向上が図られるよう効果的な講習会を運営していきます。平成 29 年度より平日日中の講座も新たに設け日中に活動できる手話通訳者の確保に努めます。				



120 移動支援 (個別支援・グループ支援)			関連する「障害者計画」個別施策		② ⑳ ㉔	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量 (年間総数)	年間 利用者数	延利用 時間数	年間 利用者数	延利用 時間数	年間 利用者数	延利用 時間数
	延 8,868 人	延 102,598 時間	延 9,136 人	延 108,443 時間	延 9,412 人	延 114,621 時間
現状と課題	利用対象は、障害種別や障害部位・等級といった条件があります。区では社会参加を目的とする外出に加え、定期的反復的な通学・施設通所の送迎についても個々の状況に応じて移動支援の利用を可能としています。通学・施設通所の送迎については、同一時間帯の利用希望者が多く、支援できるヘルパーの確保に課題があります。					
サービス提供 体制確保の方策	今後も、通学・施設通所送迎の利用はさらに増加することが見込まれます。引き続き、個別的な事情を勘案し、適切な支給決定を行っていきます。					

121 地域活動支援センター			関連する「障害者計画」個別施策		② ⑲ ㉔	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施 か所	延利用者数	実施 か所	延利用者数	実施 か所	延利用者数
	6 所	延 11,575 人	6 所	延 12,083 人	6 所	延 12,347 人
現状と課題	ほぼ定員いっぱいの利用がされています。					
サービス提供 体制確保の方策	身体、知的障害者を対象とした地域活動支援センター等、障害特性に応じた施設整備の検討が必要です。					
令和 8 年 7 月 における事業所	地域活動支援センター「まど」 地域活動支援センター『風』 地域活動支援センター「ラバンス」 地域活動支援センター「ファロ」 地域活動支援センター「さくらんぼ」 地域活動支援センター「晴(Halu)」					



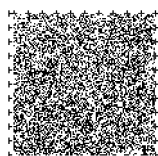
122 身体障害者福祉ホーム			関連する「障害者計画」個別施策		⑳ ㉔	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量※	実施か所	利用定員	実施か所	利用定員	実施か所	利用定員
	3 所	20 人	3 所	20 人	3 所	20 人
令和 8 年 7 月における事業所	あじさいホーム ひまわりホーム					
123 精神障害者福祉ホーム			関連する「障害者計画」個別施策		㉔ ㉕	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量	実施か所	利用定員	実施か所	利用定員	実施か所	利用定員
	1 所	8 人	1 所	8 人	1 所	8 人
令和 8 年 7 月における事業所	諏訪ハウス					

※区外 1 所 1 人を含む

<122, 123 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	区内の身体障害者の福祉ホームはいずれも定員に達しています。他区市町村の施設を利用する場合は自治体間で調整しています。 精神障害者の福祉ホームは、病院等から地域での一人暮らしへ向けての地域移行の推進のための役割が期待されています。
サービス提供体制確保の方策	今後も福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し運営助成を行っていきます。

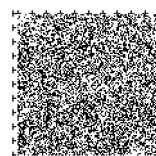
124 心身障害者巡回入浴サービス			関連する「障害者計画」個別施策		㉔	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量	年間実施回数	実利用者数	年間実施回数	実利用者数	年間実施回数	実利用者数
	1,231 回	21 人	1,349 回	23 人	1,466 回	25 人
現状と課題	委託業者が、特殊浴槽を対象者宅に搬入し、看護職員 1 名以上、介護職員 2 名以上で入浴サービスを実施します。					
サービス提供体制確保の方策	サービス提供事業者と 3 年間の複数年契約を行うことで、利用者と事業者の顔の見える関係をつくり、きめの細かいサービス提供を実施しています。また、毎年利用者アンケートで満足度の測定を行い、よりよいサービス提供体制をめざします。					



125 日中ショートステイ (日中一時支援)			関連する「障害者計画」個別施策		④	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数
	5 所	延 252 人	5 所	延 295 人	5 所	延 345 人
令和 8 年 7 月 における事業所	新宿区立障害者福祉センター 新宿区立あゆみの家 障害者支援施設 新宿けやき園 新宿区立生活実習所 こどもソテリア東京四谷(短期入所)さんさんハウス					
126 土曜ケアサポート (日中一時支援)			関連する「障害者計画」個別施策		④	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数
	1 所	延 583 人	1 所	延 578 人	1 所	延 581 人
令和 8 年 7 月 における事業所	新宿区立あゆみの家					
127 障害児等タイムケア (日中一時支援)			関連する「障害者計画」個別施策		④ ⑮	
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
サービス見込量 (実利用者数)	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数
	1 所	88 人	1 所	88 人	1 所	88 人
令和 8 年 7 月 における事業所	まいぺーす					

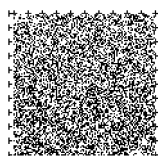
<125～127 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	日中ショートステイは、区立の小規模な短期入所や入所支援施設の一部を活用しているため一度に利用できる人数が少なく、学校の長期休業時や週末等利用希望者の重なる時に需要に応え切れない状況です。 障害児等タイムケアは、令和 7 年度から定員も拡充したうえで年齢制限を撤廃し、18 歳以降も利用できるようになりました。学校の夏休み期間には、日々定員いっぱいの利用があります。
サービス提供体制確保の方策	日中一時支援事業(障害児等タイムケア等)や放課後デイサービスといった、類似するサービスとの利用調整が必要です。 土曜ケアサポートについては、医療的ケアの実施を含め、利用者の安全を考慮して運用していきます。 障害児等タイムケアについては、ニーズの高い事業であり安定した運営を図れるよう、事業所への支援を行っていきます。

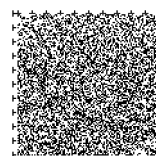


128 緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)		関連する「障害者計画」個別施策	③②
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
床数	1 床	1 床	1 床
現状と課題	短期入所用居室 1 床を区が確保し、緊急時に保護を行うことで、障害者の安全確保を最優先とした支援を実施しています。 (参考・滝乃川学園ともいにおける緊急床の確保と、確保した居室の利用調整について) 緊急保護居室確保事業とは別になりますが、令和 7 年度に開設した滝乃川学園ともいを地域生活支援拠点として位置付け、そちらでも緊急利用用居室 1 床を確保しております。 また利用調整については、開庁時は基幹相談支援センター、閉庁時は滝乃川学園ともいに配置した地域生活支援拠点コーディネーターが、緊急性の把握と居室の調整を行います。		
これからの取組	緊急時の相談先の情報について、区民への周知に努めます。		

129 重度障害者等就労支援 (雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業)		関連する「障害者計画」個別施策	⑤ ⑬ ⑱ ⑲ ⑳ ㉔ ㉕ ㉖
年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
年間利用者数	1 人	1 人	1 人
現状と課題	重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と連動して通勤・職場等で必要となる支援を行います。対象者は、新宿区に居住地を有し、重度訪問介護、同行援護、行動援護いずれかの支給決定を受けている方で、1 週間の所定労働時間が 10 時間以上ある方です。		
これからの取組	制度の利用促進を図るため、引き続き区民への周知に努めます。		



130 障害支援区分認定等事務 (介護給付費等認定審査会)			関連する「障害者計画」個別施策			
年度	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
年間回数・件数	実施回数	審査件数	実施回数	審査件数	実施回数	審査件数
	28 回	752 件	28 回	750 件	30 回	860 件
現状と課題	新宿区は条例により介護給付費等認定審査会を設置・運営し、障害支援区分に係る審査判定を行うとともに、介護給付費等支給の要否決定に当たり審査会の意見を聴いています。 審査判定や支給の要否決定に関する意見には中立性・公正性が求められます。					
これからの取組	区は引き続き、障害に関する専門知識や経験を有する審査委員による合議で、中立性・公平性を確保します。					



第5章 サービス利用における利用者負担と軽減措置

1 利用者負担軽減の経緯

障害福祉サービスの利用者負担は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により開始しました。それまで支援費制度での所得に着目した「応能負担」から、サービス量と所得に着目した「応益負担」の仕組みに見直され、10%の定率負担及び負担上限月額が定められました。

その後、低所得の障害者等の利用者負担が重くなりすぎないように、定率負担及び実費負担それぞれに軽減策が講じられました。平成22年4月には低所得（区市町村民税非課税）の障害者等につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とし、さらに平成22年12月には、障害者自立支援法が改正され、負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上にも明記されました。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法でも引き続き、負担能力に応じた利用者負担とすることが定められています。

2 利用者負担の上限額について

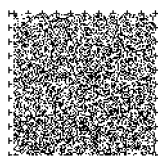
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用者の負担上限月額について、所得に応じて次の4区分があり、1か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。児童福祉法に基づく障害児を対象とするサービス利用者も同様です。

区分	世帯の収入状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般1	区市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満 ただし18歳未満及び20歳未満の施設入所者は所得割28万円未満)	9,300円
		18歳未満 4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※ 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、区市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

また、入所施設利用者（20歳未満）は、区市町村民税課税世帯の場合、「一般1」は9,300円、「一般2」は37,200円となります。

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上（ただし、施設入所している場合は20歳以上）の方は「障害のある方と配偶者」です。18歳未満の児童及び20歳未満の施設入所者は「住民基本台帳の世帯」です。



この他にも、入所施設利用者の補足給付、生活保護移行防止などの軽減措置があります。

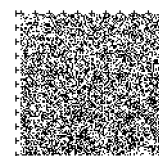
また、補装具費の負担上限を算定するときの所得区分も、18 歳以上（ただし、施設入所している場合は 20 歳以上）の方は「障害のある方と配偶者」のみの所得で判断され、18 歳未満の児童及び 20 歳未満の施設入所者は「住民基本台帳の世帯」の所得で判断されます。

区分	世帯の収入状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0 円
一般	区市町村民税課税世帯 （ただし、障害者本人または世帯員のうち区市町村民税所得割の額が 46 万円以上の場合は支給対象外）	37, 200 円

区市町村民税課税世帯で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合、介護保険サービスを併せて利用している場合及び補装具の支給決定を受けている場合は、月の利用者負担額の合算が基準額まで軽減されます。基準額を超えて支払った負担額は、高額障害福祉サービス等給付費として申請により後から支給されます。障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合も、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます（償還払い方式になります）。

その他、平成 30 年 4 月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、一定の条件に合致する高齢障害者に対し、利用者負担額の軽減措置が講じられることとなりました。65 歳に至るまでに相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう、障害福祉制度により利用者負担を軽減（償還）します。

また、令和元年 10 月から始まった、幼児教育・保育の無償化制度の対象児童（住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児及び全ての 3 歳から 5 歳児）の児童発達支援、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援のサービス利用料が無償となる制度があります。令和 5 年 10 月からは、課税世帯の 0 歳から 2 歳児の第 2 子以降の児童についても児童発達支援、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援の利用者負担を無償としています。さらに、令和 7 年 9 月からは、未就学の全ての児童を無償化の対象としました。



3 新宿区における利用者負担の軽減措置

(1) 定率負担等の軽減について

区は一定以上の所得のある方に対しても厳しい経済情勢が続いていることから、利用者負担の発生する世帯の障害福祉サービス等の利用抑制が生じることを防ぐため、障害福祉計画の期間、国の制度と合わせて一部のサービスを除いた負担軽減策を、引き続き実施してきました。

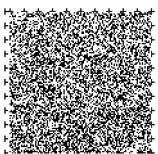
また、障害児を対象としたサービスも、障害児の健全な発達を支援する必要があることから、障害児福祉計画の期間、同様に引き続き実施してきました。なお、国の幼児教育・保育の無償化制度の対象世帯（住民税非課税世帯の0歳から2歳児及び全ての3歳から5歳児）に対しては、区では令和元年10月から児童発達支援利用者に係る食費を無償としています。さらに、令和5年10月から、課税世帯の0歳から2歳児の第2子以降の児童についても児童発達支援利用者に係る食費を無償としています。また、令和7年9月から、課税世帯の0歳から2歳児の第1子についても児童発達支援利用者に係る食費を無償としています。

区は児童福祉法及び障害者総合支援法の利用者負担の考え方を基本としたうえで、第4期新宿区障害児福祉計画・第8期新宿区障害福祉計画の計画期間についても、区独自に負担軽減策を講じていきます。具体的には、障害福祉サービス、補装具、新宿区地域生活支援事業及び障害児通所支援の定率負担10%を3%にし、福祉ホームや地域活動支援センターについては、利用料を無料としていきます。さらに、区立の通所施設における給食費の負担を370円とする軽減策を実施していきます。

なお、補装具費については、障害者総合支援法では、18歳以上の障害者とその配偶者のうち区市町村民税所得割の額が46万円以上の場合は支給対象外としていますが、区では独自に支給対象としています（利用者負担率10%、負担上限月額37,200円）。

(2) 障害福祉サービスと地域生活支援事業を合算した負担上限月額

障害者総合支援法による仕組みでは、自立支援給付と地域生活支援事業はお互いを補いあい、障害者を総合的に支援する制度であるという点を考慮し、新宿区においては、障害福祉サービスと地域生活支援事業の一部（移動支援・日中一時支援・重度障害者等就労支援）を同月に利用する場合においては合算して、障害福祉サービスの負担上限月額を適用しています。



利用者負担の区独自軽減実施一覧

児童福祉法に基づく「障害児通所支援」

	サービスの種類			(利用者負担率)		(利用者負担率)		軽減期限
				令和6～8年度		令和9～11年度		
				非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯	
国が給付率を定めている。	障害児通所給付	障害児通所支援	児童発達支援※	無料 (国制度)	3%	無料 (国制度)	3%	○
			放課後等デイサービス					○
			居宅訪問型児童発達支援※					○
			保育所等訪問支援※					○
	相談支援 障害児	障害児支援利用援助		負担なし	負担なし	負担なし	負担なし	／
		継続障害児支援利用援助		負担なし	負担なし	負担なし	負担なし	

※未就学児の全ての児童が無償化の対象となっているサービス

障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス等」及び「地域生活支援事業」(一部を除く)

	サービスの種類			(利用者負担率)		(利用者負担率)		軽減期限
				令和6～8年度		令和9～11年度		～R12.3
				非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯	
国が給付率を定めている。	自立支援給付	(障害福祉サービス)	居宅介護	無料 (国制度)	3%	無料 (国制度)	3%	○
			重度訪問介護		3%		3%	○
			行動援護		3%		3%	○
			同行援護		3%		3%	○
			重度障害者等包括支援		3%		3%	○
			短期入所(ショートステイ)		3%		3%	○
			療養介護		10%		10%	△
			生活介護		3%		3%	○
			施設入所支援		10%		10%	△
		(障害福祉訓練等給付サービス)	自立訓練	無料 (国制度)	3% *宿泊型10%	無料 (国制度)	3% *宿泊型10%	○
			就労継続支援		3%		3%	○
			就労移行支援		無料		無料	○
			就労定着支援		3%		3%	○
			就労選択支援		3%		3%	○
			自立生活援助		3%		3%	○
			共同生活援助(GH)		10%		10%	△
	支援計画相談	サービス利用支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし	△	
		継続サービス利用支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし	△	
	支援地域相談	地域移行支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし	△	
		地域定着支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし	△	
	補装具	区市町村民税所得割46万円未満		無料(国制度)	3%	無料(国制度)	3%	○
		区市町村民税所得割46万円以上	18歳以上		10%		10%	○
			18歳未満		3%		3%	○

※補装具費の給付対象として18歳以上の「区市町村民税所得割46万円以上の世帯」を含める。

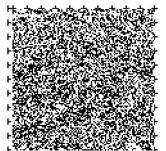
新宿区が給付率を定めている。	地域生活支援事業	日常生活用具	無料	3%	無料	3%	○
		移動支援		3%		3%	○
		日中一時支援		3%		3%	○
		重度障害者等就労支援		3%		3%	○
		福祉ホーム(精神)		無料		無料	○
		福祉ホーム(身体)		無料		無料	○
		地域活動支援センター		無料		無料	○
		意思疎通支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし	△
		相談支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし	△
		国制度					

新宿区独自負担軽減策

・非課税世帯 = 区市町村民税非課税世帯・生活保護受給世帯

・課税世帯 = 区市町村民税課税世帯

令和7年4月から開始したサービス



新宿区障害者計画
第4期新宿区障害児福祉計画・第8期新宿区障害福祉計画
(素案)

発行年月 令和8年10月

編集・発行 新宿区福祉部障害者福祉課

電話 03(5273)4516

FAX 03(3209)3441

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

【印刷物番号】2026-14-2910

